

論 説

戦時体制へのコミットメントの 論理と戦後からの視角

——秩序自由主義1936-1950年

雨 宮 昭 彦

1 はじめに——ナチズムに関する新しい研究史

ナチズムの社会史・経済史に新しい接近を試みる注目すべき研究が最近幾つか現れている。

第一に、ドイツの経済史家ボルヒャルトの問題提起をめぐる論争に独自の批判的立場から関わった米国の政治経済史家Ch.S. メイヤー (Charles S. Maier, 1987) は、景気回復期のナチス経済をケインズ主義と結びつけて理解する長らく行われてきた通説を相対化し、前者とナチス賃金政策との間の密接な関係を強調した。彼は、ワイマール経済を「病んだ経済」と規定したボルヒャルトの指摘する問題点がまさに解消していく過程としてナチスによる経済復興の過程を捉えたが、メイヤーのこの卓見は、拙稿 (雨宮, 2003) がすでに示したように、ナチス経済と経済政策の自由主義的選択肢との間の密接な関係に光を投げかけるものであった¹⁾。

第二に注目されるのは、いわゆる「社会的市場経済」が包含する諸概

1) 本稿は、雨宮 (2001, 2002, 2003) の続きとなるものであり、刊行準備中の拙著『競争秩序のポリティックス——戦間期ドイツ経済政策思想の革新』(東京大学出版会) の諸部分と重なるところがある。

念のうち最も核心的な要素とみなされるオールド自由主義とナチズムとの関係についての研究である。

ちなみに「社会的市場経済」とは、V. ヘンチェル (Volker Hentschel, 1998) によれば、第二次世界大戦後に複数存在した新自由主義的な経済秩序概念の一つであったが、やがてアクチュアルな政治的意義を獲得した。このマジック・ワードをめぐるドイツでは今日なお継続中の長い論争の歴史がある。この概念に関しては、わが国で得られる一般的な印象とは異なって、ドイツ本国では毀誉褒貶相半ばしているという現実をもっと認識されてもいいであろう。「自由民主党のレックス・ロート、キリスト教民主党のブリューム、社会民主党のシャルピング、緑の党のヨシュカ・フィッシャーのような現代のあらゆる立場の政治家が、『社会的市場経済』への賛歌に加わっていることは、せいぜい注目には値するが、驚くべきことではない。その際全員が同じ企図でこの概念を使うということはありえない。しかし、誰もが、自分が企図したものが正しいと信じているのである」、とヘンチェル (1998, S. 24ff.) は述べている。この点についての詳細な議論は別の場所に譲り²⁾、ここでは、「社会的市場経済」論の核心をなすオールド自由主義とナチズムの関係についての最近の研究にのみ言及することにしたい。

さて、T. リハ (Thomas Riha) の定評あるドイツ経済学史 (リハ, 1992, p. 337) によれば、このオールド自由主義の経済思想は、ナチス解体後の西ドイツ社会における「自由主義の復活」のなかで第三帝国の長い「冬の時代」からようやく浮上してきたとされている。また、Ch. ブルーメンベルク・ランペの著作 (Christine Blumenberg-Lampe, 1973) をはじめとする多くの文献によって強調されてきたのは、自由主義エコノミ

2) 『競争秩序のポリティックス』, 序章を参照。さしあたりクレスマン (1991, S. 146f.: 石田他訳, 1995年, 175頁以下) を参照。

ストの1943年以降の反ナチ運動であり、彼らとナチズムとの対立の側面であった³⁾。

これに対して、60年代末には旧東独の研究者W. クラウゼ (Werner Krause, 1969) が、80年代には西ドイツの研究者L. ヘルプスト (Ludolf Herbst, 1982) やCh. クルーゼ (Christine Kruse, 1988) が異議申し立てを行ってきたが、批判の流れはその後も途絶えることなく、1991年にはD. ハーゼルバッハ (Dieter Haselbach, 1991) が『権威的自由主義と社会的市場経済』において、ワイマール期の憲法学者ヘルマン・ヘラー (Hermann Heller) の「権威的自由主義」論 (ヘラー, 1933) の延長上にオルド自由主義を位置づける試みを行った。

「全ての経済活動を行う人のイニシアティヴと自由な労働力」を擁護するパーペン政府による「経済の脱国家化」、すなわちワイマールの社会政策や経済政策からの国家の撤退を権威的国家権力によって実行しようとする立場を「権威的自由主義」と名付けたヘラーは、パーペン内閣の崩壊直後に執筆したその論文の中で、「今後もこの『権威的』国家綱領の実現を迫るに相違ない諸勢力」が登場してくることを予言した。ハーゼルバッハの研究は、ヘラーのこの予言の延長上に、ナチズムとオルド自由主義思想との関連を位置づけようとする試みである。彼によれば、オイケンやベームらが1940年までにナチス政権下で公にした著作が示しているのは、「ドイツに残ったオルド自由主義者が、その理論的な前提から要請された『強い国家』としてナチス国家を評価し、これに彼

3) Blumenberg-Lampe, Ch. (1973) は、1943年3月に結成された「ドイツ法律アカデミー」のメンバーからなる「エルヴィン・フォン・ベッケラート研究集団」(Arbeitsgemeinschaft Erwin von Beckerath) に関する研究であり、A. ランペ (Adolf Lampe) とG. ランペ (Gertrud Lampe) に捧げられている。自由主義エコノミストのナチ政権への、参加から抵抗までの幅をもった関わり方は時期によって異なったであろうし、政権内部における相互に対立する路線の存在を考慮すべきであろう。『競争秩序のポリティックス』第4, 5, 6章を参照。

らの希望を託していた」ということであった。「オールド自由主義者のナチス経済行政に対する客観的・実践的に忠実な関係は、両者の共同作業のなかに示されている。しかし、その関係は、二次文献の中では、しばしばその逆、すなわちナチス政府の経済政策の基本線に対するオールド自由主義者の内的な抵抗のための証拠として引用されてきた」、とハーゼルバッハは述べている (Haselbach, 1991, S. 78f., 94)。

さらに2001年には政治学者G. レームブルッフ (Gerhard Lehmbruch, 2001, p. 72, 77ff) が次のように指摘した、「諸文献の中で長らく維持されてきた見解は、オールド自由主義の起源を、ナチ時代の経済の国家統制に対する反作用、すなわちヒットラーに対する抵抗のなかにその根源をもつような反作用に求めている。かかる解釈は、ヒットラーとその追隨者が根本的に、計画と指令経済にコミットしていたとの仮定に基づいているのであるが、このような仮定は今や時代遅れになった」、と。彼によれば、ナチ政権では戦争準備が優先された結果、指令経済が不可避免的な暫定措置となったが、政権下では、その末期に至るまで、軍需省を中心とした計画経済派と経済省に拠点をもつ市場経済派との「論説連合」(discourse coalitions) が——すなわち認識や立場を共有する政策立案者やエリートの複数のグループが主導権を争って、併存していたのであった。

ナチ政権下のオールド自由主義者の思想にいつそう深く立ち入ったのは、村上淳一 (1985) である。村上は、そのドイツ法社会史に関する著作の後半部を、「ネオ・リベラリズムの学派に属する経済法学者フランツ・ベーム」の両大戦間期以来の長い著作活動を一つの軸に叙述を展開している (以下、村上, 1985, 226頁以下)。それによれば、「解放された経済社会への国家の介入による競争秩序の維持」が、北ドイツ連邦営業法 (1869年) により確立された「営業の自由」に関する1928年の論文「私的権力の問題」以来ベームの一貫した基本的立場であった。彼は、第二

次大戦後の1948年にも、「ネオ・リベラリズム」学派の機関誌『オルド』(Ordo)の創刊号に寄稿し、「営業の自由」を「契約による競争制限を含めて一切の競争制限を禁ずる一種の公序として理解」する観点から、カルテル契約を原則として有効と認める出発点をなした1897年2月4日の大審院判決に対して厳しい批判を展開した。この20年間のベームの研究・著作活動について村上は、まず、ベームがヒットラー権力奪取の年、1933年に公にした著作に注目している。その中で、ベームは、古典派経済学が擁護した「生産性競争」を、自由競争の社会内在的倫理が失われ独占体が形成されている時代に実現するために、競争経済システムを法秩序として維持する責務を国家に負わせるとともに、その国家に、民族共同体に関わるナチス的色彩をも加味したのだった。次いで、村上は、37年のベームの著作『歴史的任務および法創造作業としての経済の秩序づけ』を取り上げている。ベームは、そこでは、ナチス経済体制形成過程に直面して「混合経済体制の概念によりこれを理論化」せざるをえなくなっており、「秩序ある協働」を実現するためには、古典派経済学が看過した「国家のイニシアティヴが必要である」と主張する。この国家は、経済体制・経済憲法を政治的に決定する主体であるという点で、カール・シュミットの決断主義の担い手である。さらに村上は、労働関係の社会政策的側面についてのベームの立場に関して、共同体的労使関係に関するナチスの解釈、すなわち指導者と従者団の相互的誠実と社会的名誉の掟を賞賛するベームの叙述に注目した。そして、これを、第二次大戦後、ベームが「別の論拠によって労働者の権利拡大、とりわけ共同決定制度に反対することになる」事実と関連づけ、「ベームの反独占の主張が——政治的意思決定の優越を背景として——とりわけ労働者に対する自己犠牲の要求と結びついていたことは注目に値しよう」と述べている。さらに50年代以降の「社会的市場経済」との関わりにまで村上は射程を拡大し、この時期のベームの立場について次のような結論を得

ている。「独占規制を主としてカルテル規制の意味で理解し、それ以外の独占形態をある程度まで容認する限りで、ベームの立場——したがってまた、フライブルク学派ないしオールド自由主義——は、エアハルトの社会的市場経済ないしその具体化としての57年カルテル法から、さして離れていなかった、とみるべきであろう。……オールド自由主義もまた、とりわけコンツェルンに対する寛容な態度によって、60年代半ばまでの『社会的市場経済』——したがってまた、この標語の下に進行した寡占化——を支持したのであった」。この理解は、「社会的市場経済」を、「高い成長によって正当化」される「不完全競争」を排除しない「機能的な競争秩序」として解釈するアンブロジウスの見解（Ambrosius, 1989）とほぼ重なっているだけでなく、オールド自由主義についても、それが完全競争の市場形態を追求する急進主義としてのみ理解することはできないことを示唆している。ナチス期におけるこのベームのオールド自由主義思想の形成過程についてはすでに旧稿（雨宮，2003）においてある程度論じたので⁴⁾、本稿では、総力戦の評価と戦時体制へのコミットメントの論理を彼の当時の発言の中に探してみたい。

ところで、「社会的市場経済」の起源問題という視角から、オールド自由主義とナチズムとの関係に新しい光をあてたのがW. アーベルスハウザーの「ドイツにおける秩序政策の画期としての世界経済恐慌の意義。社会的市場経済の発生史について」（Abelshauser, 1991）である。彼は、ドイツにおける秩序政策思想が登場する画期としての世界恐慌の意義に注目し、社会的市場経済論の発生史における1930年代の重要性を強調した。彼によれば、世界恐慌という破局の経験は、あらゆる秩序政策思想を、「国家の優位」という共通の問題意識の上に立たせた。その際注目すべきは、保守的・介入主義的思想や社会主義的思想にとってのみなら

4) 拙著『競争秩序のポリティクス』第4，5章を参照。

ず、自由主義思想にとっても、世界恐慌は「国家の優位」へと転換する画期であったということである。その際、自由主義エコノミストは、純粋な国家利害を貫徹することができない介入国家の現状を批判する一方で、国家介入それ自体を拒否するのではなく、オイケンが批判するような「資本主義の沼沢化」から脱却するために、「リベラルな国家介入主義」の発展を企図したのであった。こうして、ドイツでは、1945年以降ではなく、すでに大恐慌末期には、新自由主義的な特質の「操舵された市場経済」とケインズ主義的・介入主義的な「市場経済的な操舵経済」との秩序政策の選択肢が成立していた。ミュラー・アルマックはこのような定式化を1947年に行ったが、アーベルスハウザーによれば、その時、彼は、すでに1932年および33年に定式化されていた認識に依拠することができたのである。

ところで、この二つの選択肢のうちで、ナチスが恐慌からの脱出の際に依拠したのは「市場経済的な操舵経済」すなわちケインズ主義的選択肢であったとアーベルスハウザーは見ている。この点で彼は、先に挙げたCh.S. メイヤーとは異なって、まだ通説の観点に立ってはいる。しかし、同時に、アーベルスハウザーは、次のように指摘している (Abelshauser, 1991, S. 23), 「あまり知られていないことであるが、社会的に拘束された市場経済のモデルは、自由主義の理念が世界経済恐慌と出会うなかでそのモデルが形成されて以来、第三帝国の秩序政策的な理論と実践の確固たる構成要素となったのである」、と。こうして、ナチスの政策諮問機関であるドイツ法律アカデミーの経済部門は市場経済学派によって掌握されたし、「フライブルク学派に属するA. ランペは第二次世界大戦の前夜に『国防経済学総論』 (Lampe, 1938) を刊行したのであった。彼は、同書のなかで、国防経済を市場経済の課題として理解し、『市場型の国防経済政策』 (marktlicher Wehrwirtschaftspolitik) の優位の証明を試みた」⁵⁾。またベーム、オイケンら「オールド自由主義

ないし改革派自由主義の代表的指導者」の編集によって1937年に刊行を開始した「経済の秩序」叢書において、オールド自由主義を根拠づけるプログラムが描かれることになった。

オールド自由主義思想の1930年代の展開に関する村上淳一やアーベルスハウザーによる以上のスケッチは、メイヤーによる「ボルヒャルト論争」の視点の30年代への拡張の試みと並んで、相互に整合的に理解することが可能な新しい研究方向を示したものといえるが、さらにもう一つ、同じ方向に連なる研究の新たな出発点が、C. ブーフハイムとJ. シェルナー (Christoph Buchheim, Jonas Scherner, 2003) によって与えられた。

ブーフハイムらは、ナチス期における所有秩序、すなわち所有対象 (Eigentum) に関する純粋な所有権 (Besitzrechte) と処分権ないし利用権 (Verfügungsrechte) のあり方に注目し、以下の点を明らかにした。すなわち、国家自身が企業家であるような少数の事例を別にすれば、ナチが目指したような軍需産業の強化は、命令や強制あるいは公用徴収によって実現されたわけではなかった。彼らが資料から発見したのはむしろ、国家と企業との間の純粋に調整的な契約関係である。その契約は、例えば、国家が投資リスクや販売保証や長期的納品関係を引き受けるこ

-
- 5) 1920年代の経済論争において、カッセルの陣営にたって、レーデラーらの社会民主主義的政策を批判したランペは、1938年、第二次世界大戦前夜すなわちドイツのチェコ侵略の前年にこの『国防経済学総論』を著した。当時彼はフライブルク大学教授の地位にあった。戦後、同書によってランペは、「フランス占領軍により抑留」された。当時の新聞からの引用によれば、「フライブルク大学経済学教授ランペ博士は、所管の筋によると、1946年3月15日をもって免職となった」。W. シュルツ (Wilfried Schulz, 1996, S. 230f.) はこの事実を紹介した上で、ランペの著作の意図を弁護している。これは、A. ランペとG. ランペに捧げられたCh. ブルーメンベルク・ランペの著書 (Blumenberg-Lampe, 1973) が執筆された背景を示唆していよう。1920年代におけるレーデラーとランペの論争については『競争秩序のポリティックス』第1章を参照。

とによって、国家が望むような軍需部門への投資を企業に動機づけるような構成になっていたのである。調査事例に関する彼らの分析が明らかにしたのは、契約の自由はナチス期にさえも維持されたのであり、それによって企業家の側には契約を締結しない自由も残されていたということである。もしも企業家が権威国家からの契約の申し出に応じなかったとしても、いかなる制裁もありえなかったのである。J. シュナイダー (Jürgen Schneider, 1996, S. 11) は、ナチス期 (1933-45年) の経済秩序について、「価格メカニズムの失効と国家による操舵。政治の優位。法的には (de jure) 私的所有であるが、実際には国家が生産手段を利用する権限を持ち、生産するものを決定した。」と述べているが、ブーフハイムらの実証研究は、このような従来通説に対して根底的な見直しを迫っていると言ってよい。

以下では、このようなナチズムの社会経済史に関する新しい研究史を踏まえて、自由主義エコノミストとナチズムとの関わりの問題を取り上げ、オールド自由主義者の総力戦評価と戦時体制へのコミットメントの論理を彼らの当時の発言の中に探ってみたい。

2 「例外状態」の意味づけと「平時に類似した戦時経済」期の活動

さて、旧稿 (雨宮, 2003) で明らかにしたように、1936年の4カ年計画施行法に始まる「例外状態」と戦時経済への転換のなかで、「経済の秩序」叢書に拠るエコノミストはその企図したところに沿って、「法学と経済学の現実を形成する力」を回復すべく現実の政策立案過程へとコミットしていった。戦時動員体制というこの特殊な局面における政策形成への積極的な関与を支えることになる考え方を、ベームは1937年の著作において極めて明瞭に予告していた。すなわち、彼は、「全国民の力と情熱的な参加を動員する巨大な一回的な課題の存在」によって拓かれ

たこの「例外状態」のなかに、「通常の経済状態の時に可能であるよりも遙かに大きな力」によって、「恒久性をねらったノーマルな経済体制」を構築する「無二の機会」を見出したのであった。そして、「4カ年計画で予定された特殊課題の履行後」には、その新たな経済体制が「自明の習慣」となることを、また「市場制御の適切な道具としてライヒの経済政策に利用されうるような行政組織」が構築されているであろうことを展望したのである。これが「例外状態」へと転換していく時点でベームが明示した、総動員体制へのコミットメントの基本的なスタンスである。

市場操舵という困難な課題をこなすための組織が満たすべき諸条件を具備するに至ったとの、ライヒ政府価格形成委員に対するベームの極めて高い評価は⁶⁾、こうした「例外状態」への関与の姿勢と明らかに無関係ではないであろう。彼らが参加の具体的な場として、まさにそこに照準をあてていたと考えることは極めて自然である。その後1940年1月ドイツ法律アカデミーのなかに設けられた第4部門「国民経済（経済学）の研究」、とりわけ「価格政策」作業部会は、オールド自由主義者とライヒ政府価格形成委員の部局との「緊密な共同作業」の場となった⁷⁾。同作業部会議長G. シュメルダース（Günter Schmolders）の編集した『国民経済的な業績向上と業績選抜の手段としての競争』（Schmolders (Hg.), 1942）は、1942年7月の日付のある編者シュメルダースの序言によれば、この作業部会に向けた「準備会合」や「価格政策の代表者との協議」の中から生まれ、ドイツ法律アカデミー叢書の一冊として、同年に公にされたのであった。収録された寄稿の主な土台となったのは、編者やオイケンの叙述によれば（S. 29, Anm. 1）、恐らく1941年11月に実施された

6) 『競争秩序のポリティックス』第4章4.4, 4) 国家による市場制御の組織, を参照。

7) 『競争秩序のポリティックス』第5章3, を参照。

「経済政策シンポジウム」(dieses wirtschaftspolitischen Symposions)であろう。

まず、このシンポジウムが行われた時期に注目しておきたい。1939年9月のナチスによるポーランド侵攻を契機に始まった第二次世界大戦において、この時期は、ドイツにとっては、1941年末まで続く「平時に類似した戦時経済」(friedensähnliche Kriegswirtschaft)と呼ばれる大戦前期の最後の局面にあたっていた⁸⁾。この頃までにドイツは順調に戦勝を重ね、東欧、北欧を次々に支配下においた。「短期間での戦争終了」と「軍需政策の制限・緩和」(Wagenführ, 1963, S. 38)が展望されたこの時期は、オールド自由主義エコノミストがドイツ法律アカデミーを舞台にナチス経済政策に積極的な関わりを持った時期とほぼ重なっているように思われる。

さて、先のドイツ法律アカデミー報告集の序文の中で、シュメルダーズは、「操舵された国民経済における価格の機能に関する問題はこの議論の出発点を形成し、国家の価格政策の参照規準(Orientierungspunkt)としての公正価格(der gerechte Preis)の問題性と、直接に結びついている。この問題の古典的な解決は、市場価格と完全競争の価格形成に立ち戻るものであり、ドイツの戦時価格政策の最近の展開が、国民経済の業績向上の手段としての競争原理の再活性化に傾斜することは確かに偶然のことではないのである」(Schmölders, 1942, S. 5)、と述べている。ミクシュの鋭い分析を通じて明らかになったように、大恐慌の中で企業

8) Wagenführ (1963, S. 25ff., 38). ドイツは、1941年6月にソ連への「予防戦争」(Präventivkrieg)を開始し、同年11月までは「ソ連の抵抗力を過小評価」して、短期決戦による勝利を確信していたと言われている。しかし、ソ連の5ヶ月間ものねばり強い抵抗の結果モスクワ包囲は失敗し、12月初めドイツは退却を余儀なくされた。こうして1942年春以降のドイツは、再度の対ソ攻撃に備えた「極度の軍事的・経済的努力」を要請する「新たな戦時経済の時代」へと入っていくことになる。

家の間に普及した「公正価格」の考え方は「価格形成過程についての完全な誤解に基づいたプリミティヴな観念」であったが、それは価格決定における「計算と競争の関係についての精密な検討」を促した。そこから「市場価格と完全競争の価格形成」という価格問題の「古典的な解決」の再確認とその政策化への契機が生まれた⁹⁾。こうした流れをも踏まえて、「国民経済の業績向上の手段」として「競争原理」を「再活性化」しようという動きが「ドイツの戦時価格政策の最近の展開」のなかに登場してきたのであった。

国家の経済政策におけるこうした新しい動向を確認しつつ、シュメルダースは、「経済政策の大原則の問題」を考察することは、「まさに現在の戦争経済の状況において緊急で重要なものと思われる。何故なら、最高度の国民経済的な実績向上とあらゆる諸力の最大限の適応を規定するのは、組織的な準備対策と、経済生活の生きた基礎力との最高度の一致であり、この一致こそが、経済生活を動員しそれを合理的に投入することを可能とするからである」と述べている。秩序自由主義のエコノミストの前には、ナチス侵略戦争開始後の1940年以降の時期に、ナチス体制への彼らの関与を積極的に要請する政治状況が出現したように思われる。なぜこの時点でナチスの戦時経済政策の中に競争原理の有効性に注目し、エコノミストの関与を要請する状況が表れたのか。また、この体制への関与の場のなかで、秩序自由主義のエコノミストたちは、動員下の経済をいかに考え、そこにいかなる関わり方を見出したのか。さらに、彼らは「例外状態」解除後の経済をどのように考えたのか。以下では、まず、このような設問に対するオイケンとベームの、この時点における考え方を、1942年のシュメルダース編『国民経済的な業績向上と業績選抜の手段としての競争』への彼らの寄稿に即して探ってみたい。

9)『競争秩序のポリティックス』第5章3、を参照。

これ以降の時期になると状況は大きく変化していく。『ドイツ連邦共和国史第一巻 占領期1945-1949年』の著者Th. エッセンブルク (Theodor Eschenburg, 1983, S. 422) によれば, とりわけ1942年末から43年の転換期という戦争の局面——すなわちスターリングラードでのドイツの敗北が明白になる1942年から43年の冬——においては, 指導的な企業家はすでに終戦後の経済状況に関心をもち, 彼らの大部分は密かに敗戦を覚悟した。ドイツ法律アカデミーのエコノミストによる周知の反ナチグループ (研究集団エルヴィン・フォン・ベッケラート *Arbeitsgemeinschaft Erwin v. Beckerath*) の形成が1943年3月に始まったように¹⁰⁾, ナチス体制への明らかな抵抗運動が表れてくるのも1942/43年の冬以降の時期である。それ故に, エコノミストのナチス体制へのコミットメントを, 「後知恵的視点」 (retrospective perspective) からではなく歴史的観点から考察するうえで¹¹⁾, それ以前の時期である1942年半ばまでに作成された記録はとりわけ意味があると言えよう。

次いでオイケンに関する節の最後の部分では, 1950年3月にロンドン大学の招待によって行われたオイケンの「経済政策に関する講義」 (Eucken, 1951a) を取り上げ, その急逝によって未完のまま残されたこの講演原稿が提示するドイツ経済政策史の新自由主義的解釈に注目し, その戦後から過去へと向けられた視角の特質——とりわけ, 戦間期から

10) ブルーメンベルク・ランペ (Blumenberg-Lampe, 1973, S. 2) は次のように述べている。「1943年3月から, フライブルクで第三『フライブルク・サークル』, すなわちドイツ法律アカデミーに由来する『研究集団エルヴィン・フォン・ベッケラート』 (*Arbeitsgemeinschaft Erwin v. Beckerath*) の会合が持たれるようになった。崩壊後の時代に向けて新しい, 自由な社会的経済秩序を構想するために, そこにはドイツ全体から反ナチズムの経済学者が集まった」と。ベッケラートの場合, ファシズムに範をとって経済秩序を構想し公にしたのが1932年後半のことであった。今回の行動は1943年3月から始まっている。いずれも, そのタイミングと表現の点で, すぐ後に来る時代を見通した, 実に機敏かつ正確な動きであったと言わざるを得ない。

11) この認識論的問題については, Gay (1978), 水沼 (1983, p. 127)。

40年代を経て戦後に至る時代の変化のなかで捨象や強調点の移動によって1950年3月に再構成された歴史像の特質を探ってみたい。

3 「不完全に実施された中央管理経済」の起源と緩和化の条件

3.1 競争原理に関するライヒ政府の基本的スタンス

さてシュメルダースの編著に参加したG.Y.v. ヴァルテンブルク (Graf Yorck von Wartenburg) ——ライヒ価格形成委員の部局で長期間基調報告作成委員長 (Leiter des Grundsatzreferats beim Reichskommissar für die Preisbildung) を務めた——は、「もしも競争が完全競争であるなら、一般的に拘束する法規範に拠るよりも実績競争を用いたほうが国民経済的な利益を守るには適しているとの考え方から、ライヒ価格形成委員は、競争原理を国家の価格操舵に役立て、その状態を、あたかも完全競争における自由競争が存在しているかのように秩序付ける (zu ordnen, als ob ein freier Wettbewerb in vollständiger Konkurrenz vorhanden sei) という試みを個々の領域において行ってきた。それによって、可能な限り、真の実績競争のあらゆるメリットが、戦時経済に役立てられるべきであると考えたのである」(強調点、雨宮)、と述べた (Wartenburg, 1942, S. 19)。管理経済へと転換した戦時体制のなかで、経済から競争原理を完全に排除するのではなく、むしろ可能な領域ではそれを政策的に役立てていくという方向が、しかも完全競争に擬制した市場秩序の形成というオールド自由主義者のシェーマに沿う形で、選択されていたのである。この政策の理論的な根拠づけは、とりわけミクシュが「経済の秩序」叢書の中で詳細に与えていた¹²⁾。ベーム (Böhm, 1937, S. 103) も、1937年に、ナチス経済について、「経済政策の全体決定にあたる上での基本理念 (die Grundidee) が、二つの相互に補完し合う市場操舵

12) 『競争秩序のポリティックス』第5章

の方法をもったダイナミックな経済 (Dynamische Wirtschaft mit zwei sich ergänzenden Methoden der Marktsteuerung) であるということは、現行の経済秩序が十分に明らかにした」と述べ、そのなかでは経済憲法の発展によって「競争経済の方法」を多様な形で試行する可能性が拡大していることに注目したのであった。

1936年の「価格凍結令」(Preisstopverordnung) についても、ヴァルテンブルクは、それが競争に反対するような根本的決定ではなく、競争関係の展開を、「ある範囲で、すなわち価格引き上げの方向に向かって禁止した」(in gewissem Umfange, nämlich nach der Seite der Preissteigerung hin, verhindert) ものであり、それによって、「現存する硬直性は除去されるべきであり、……競争の有する業績選抜機能を再生することを目的に、一定の緩和化 (eine Auflockerung) が引き起こされるべきであると考えたのである」(S. 20) と述べ、「それ故に、競争の問題に対するライヒ政府の立場を、完全に肯定的である (durchaus positiv) と見ることは妥当である」としている。実際、「価格凍結令」は、同条例の正式名称——「価格引き上げの禁止に関する条例」(Verordnung über das Verbot von Preiserhöhungen vom 26. November 1936) ——が示すように、価格の固定化ではなく、文字通り価格引き上げを禁止したものであり、その初めの部分は次の通りであった¹³⁾。「1936年10月29日の4カ年計画施行法—ライヒ価格形成委員の任命—¹⁴⁾に基づいて、ライヒ価格形成委員の提案により、以下のように指示される。(1)あらゆる種類の財やサービスに関する価格引き上げ、とりわけ日常必需品に関する、全ての農業・製造業・工業製品に関する、あらゆる種類の財や商品の輸送に関する、並びにその他の対価に関する価格の引き上げは、これ

13) Textsammlung (1937, S. 234f.).

14) Textsammlung (1937, S. 17f.). 関連して, Rittershausen (1940).

を禁ずる。この禁止は遡って1936年10月18日から有効とするが、契約当事者によって履行された契約は、この遡及効が及ばないものとする（Vertäge....bleiben von der Rückwirkung unberührt）。(2)支払い条件や納入条件が購買者の不利なように変更された場合には、それも価格の引き上げと見なされる」と。

価格凍結令は、本来、軍需景気を導いた信用拡大に伴って発生するインフレーションを抑制するためにとられた措置であった。ヴァルテンブルクによれば、競争との両立可能性をも考慮したという同法の趣旨にもかかわらず、実際には、ベームやオイケンが指摘するように、「強力な信用拡大の結果、ほとんどいかなる商品も販売チャンスを有する」ようになった。「確かに、価格停止は、……競争そのものを排除したわけではなかった」が、購買力が一方的に拡大した状況の中では、競争を通じた実績向上を期待することはほとんど不可能となったのである¹⁵⁾。

3.2 ベーム「国家の経済操舵の手段としての競争」

3.2.1 競争経済のメリットと「例外状態」におけるその限界

経済を国家が操舵するための手段という点に関して、ベームが繰り返し強調しているのは、国家政策の視点から見た場合の競争経済のメリットである¹⁶⁾。彼によれば、競争経済システムの目標は、自立的に経済行動を行う主体である無数の企業や家計を、全体として秩序づけられた共同作業へと導くことであるが、国家政策の観点から見た場合、この競争経済のメリットは、そのような目標を「最小限の組織費用」（Mindestmaß von Organisationsaufwand）によって達成することにあった。競争経済には、法的に独立した個別の意志（「経済計画」 Wirtschafts-

15) 各々の引用は、W. Eucken (1942, S. 29), Böhm (1942, S. 60)。

16) 以下は、Böhm (1942) 重要な引用については頁数を本文中に示す。

pläne) をもつ数百万を相互に適応させ、全体的に理性的な、全体の繁栄に役立つ目標にそって方向付けるという「奇跡」を実現するための「秩序」が内在している。しかもその秩序は最小限のコストによって維持されているのである。国家がなすべきことは通貨秩序の維持、通商協定の締結、規則を監視することだけであり、他の全ての諸調整は、「競争と競争の作用のもとに定着した価格システムが行う」のである。「そのために、国家は、一人も官僚を雇用する必要がない」(S. 51)。

しかし、資源動員システムとしての競争経済の高いコストパフォーマンスにもかかわらず、ベームは、このシステムに対して、同時に、予め描いた計画に沿って国家が思い通りに操舵することはできないという「非常に重大な欠点」(ein sehr wesentlicher Nachteil) を指摘している (S. 51)。この欠点は、社会問題や恐慌問題や経済の平時課題から戦時課題への転換のような窮境を克服しようとする際に明らかになってくるものである。

競争経済において国家ができることは、ゲームに参加し、企業や家計の「経済計画」(Wirtschaftspläne) を方向付ける個々の事実を変化させるという間接的方法を通じてその過程に影響を与えることだけである。国家の指導部は、競争秩序の維持を決意する限りで、このゲームの結果を受け入れなければならないし、その変化に対する個々の企業や家計の反応を待たなければならないので政策の「即効性」(Sofortwirkung) は期待できないのである。先の窮境の中でも国家の指導が決定的に重要になるのは戦時課題に直面したケースである。莫大な国家需要の充足、短期間のうちに戦時需要に対応した生産を保障し平時の日常的需要を最小限まで抑制すること——国家がこのような戦時課題を遂行するには、間接的操舵によっては不可能であって、個々の企業の経済計画に介入して生産の諸過程を完全に統制する必要がある。その結果必要となるのは「一方ではまさに恐るべき行政装置の構築」であり、「他方では自己責

任的にリスクを負う創造的な企業家のイニシアティヴ、すなわち第一級の経済的・社会的な力、機動力の源泉の大幅な断念」である。「戦時課題を遂行する経済」の構築を前にしてベームが最初に指摘するのは、このように各々長短の両面がある「競争経済」と「国家によって操舵された経済」という「厄介な選択肢」の存在であった。そこからベームは次のような問題を設定している。競争経済の秩序を解体することなしに、国家の「中央計画」(Zentralplan)と民間の「自立的な経済計画」(selbstständige Wirtschaftsplänen)との「同時的な有効化」(ein gleichzeitiges Wirksamwerden)を実現するような「第三の組み合わせられた経済政策システム」(ein drittes, kombiniertes wirtschaftspolitisches System, S. 54)は可能であろうか、と。

交通経済における競争においては個々の経済人を方向付ける目標は競争の均衡化過程の結果として表れるが、この第三のシステムでは、この均衡化の結果として自然的に出現する目標の位置に、一部、政治的指導によって前もって計画された目標が置かれる。すなわち即興的な共同調整の結果としての均衡は、一部、中央計画に沿って前もって設定された目標によって補完されるのである。その場合、競争は、この人為的な目標に合わせて個々の経済計画を調整し、そこに向けて均衡化させるために利用される政策手段となる。

3.2.2 過剰組織化の緩和と戦後操舵システムの問題——ベーム論文の課題

興味深いことにもドイツ法律アカデミー第4部門における「ライヒ価格形成委員の部局との緊密な共同作業」を反映して、ベームは、総動員体制の構築に競争原理を導入するという要請がもつ行政サイド、さらには国家指導部サイドから見た意義に関して、さらに踏み込んで、次のように語っている。「政治は、具体的な国家目標に向けて経済を動員することを断念しえない。しかし、そのような試みが、耐え難い過剰組織化

(unerträgliche Überorganisation) や真の社会秩序の解体を招くならば、それもまた、政治にとって無関心ではありえない。国家の経済政策の責任ある操舵者である行政当局の官僚 (Die verantwortlichen Lenker der staatlichen Wirtschaftspolitik, die Beamten der Verwaltungsämter) は、厳しい日常業務のなかで中央操舵の実際的な遂行にひどく苦勞しなければならぬのであって、彼らこそは『緩和化』 (Auflockerung) の要求を最も切実に感じているのである。何故なら、国家の指導部 (Staatsführung) は、全てのあらゆる経済的なものを個々の家計の台所メモに至るまで統制しようとは決して考えていなかったからである。意図されていたのは常に、経済生活全体のなかのある一定部分の結果のみを政治的に計画された軌道へと強制することだったのである

(Man wollte immer nur gewisse Teilergebnisse des gesamten Wirtschaftslebens in politisch geplante Bahnen zwingen.)。このような比較的慎ましい目標を操舵しようとしたとしても、最終的にありとあらゆるものを規制することを——さもないとカオスが発生するかもしれないので——意図に反して強いられたことは、不幸であり災いであると感じられたのであった (Daß man, wenn man dieses bescheidenere Ziel anzusteuern versuchte, ungewollt genötigt wurde, schließlich eben doch alles und jedes zu regeln, weil sonst Chaos entstanden wäre, empfand man als Unglück und Fluck.)。緩和化への切実な要求があったのであり、また緩和化を実際に試みさえしたのかもしれないが (Man hatte das dringende Bedürfnis, aufzulockern, man machte vielleicht sogar praktische Versuche, aufzulockern), 直ちに、繰り返し直面することになったのは、緩和化する代わりに、新たな領域をしかもいっそう広範囲に統制し組織しなければならないという必要性であった。もしもこのような結果を引き出したくなければ、中央計画の断念のみが残ったのである」 (S. 55. 強調点, 雨宮), と。

このベームの証言によれば、経済の統制の全面化は、ナチスの行政府や国家指導部の意図に反し、何らかの事情に強いられてやむなく発生した事態だったのであり、その「緩和化」、すなわち中央計画を維持しつつ過剰組織化を回避することはまさに当局自身によって望まれていたのであった。

ベームのこの証言は極めて重要である。戦時経済へと転換した時期にドイツ法律アカデミーを舞台にして始まった秩序自由主義のエコノミストに対する諮問は、まさに当局におけるこの「緩和化」の要請に沿ってなされたものだったからであり、諮問を受けた側のその点に関する明瞭な自覚がここには表現されているからである。もちろん、中央計画によって操舵された経済——後に紹介するベームの用語では「中央管理経済」——の形成に伴って、その官僚機構のなかには、かつてベームの著作を書評したH. メラーが指摘したように4カ年計画を、戦時動員体制の構築に向けた例外法として位置づけることなく、恒久的な計画経済システム——より完全な「中央管理経済」——の形成に積極的に関与したり、或いは行きがかり上関与することになった官僚やエコノミストやイデオログからなる「論説連合」(discours coalition)が存在していたであろし、ベームのここでの指摘は、そのことを排除するものではもちろんない。いずれにせよ、全面的な統制に入った戦時経済下においても、ベームら秩序自由主義のエコノミストらにナチス体制内部での制度化された地位を保障し、彼らに公式の政策提言活動の場を与えていた重要な根拠——いわば「中央管理経済」派に対抗するもう一つの有力な、しかもこの時期に次第に有力になりつつある「論説連合」の存在——がここには示唆されているように思われる。

ベームは先の引用に続いて次のように述べている、「価格政策の作業部会が最近の会議で取り組んだのは、この問題の実際的、政策的側面である。『操舵された経済における競争の役割』という問題は、従って、

この簡素で技術的な響きの定式から予想されるものを超えて、見かけ以上に遙かに包括的である。何故なら、それが包含するのは次の二つの問題よりも小さくはないからである。すなわち『競争を通じて組織された交通経済において、政治的な計画化の意志は、いかにして、効果的に行使されうるのか?』(或いは、こうも言えよう)『国家の指導する中央経済計画のために、自立的に計画をたてる個々の経済人という自発的で心理的に信頼できる反応をする臣従団 (Gefolgschaft) は、いかにして、確保されうるのか?』, と (S. 55)。このような問題設定は、すでに我々が検討してきたように、ベームら「経済の秩序」叢書の執筆者たちにとって決して目新しいものではない。それどころか、叢書全体の指導理念を表現したベームの1937年の著書『歴史的課題としての、法の創造的成果としての経済秩序』の主題の少なくとも一つであったといっていよい¹⁷⁾。彼らにとって個々の経済計画の自発性を中央計画へと統合する最も優れた手段とは、「価格システム」による競争秩序に他ならなかったのであり、国家による経済操舵も「価格」という「迂回路」を通じて、従って「価格への影響を経済制御の梃子」(S. 56) とすることによって行われるべきであることが、ここでもまた繰り返し主張されることになる。

かかる観点から見たとき、「現在の戦争に規定された特別の状態」(den gegenwärtigen kriegsbedingten besonderen Verhältnissen, S. 58) において現に用いられている経済システムはどのように位置づけられるであろうか。この「例外状態」において適用されている操舵システムは、安定した通貨秩序を前提にした価格メカニズムを通じて作動する競争秩序とは反対に、「信用拡大と価格停止と配給技術に基づく操舵システム」——後出するベームの用語では「中央管理経済」——である。価格メカニズムに基づく競争秩序を、ベームは、その著作『歴史的課題

17) 『競争秩序のポリティックス』第4章3, 4, を参照。

としての、法の創造的成果としての経済秩序』(1937年)においては、「恒久性をねらったノーマルな経済体制＝経済憲法」(die auf die Dauer berechnete, normale Wirtschaftsverfassung)と呼んだが¹⁸⁾、ここでもほぼ同様の言葉を用いて「恒久性をねらった、客観的に効果の上がる国家の経済操舵」(eine auf Dauer berechneten, sachlich erfolgreichen staatlichen Wirtschaftssteuerung, S. 57)と規定し、この操舵法には、当面の例外状態の目標である「大きな即効性」(große Sofortwirkungen)を達成する上で「限界」があることを承認している。もとより、ノーマルな競争秩序が適用できないからこそ「経済体制法上の例外状態」(wirtschaftsverfassungsrechtlicher Ausnahmezustand)とベームは名付けたのであって、戦争という例外状態に中央管理経済的な手法が導入されることそれ自体に彼が異議を唱えているわけでは決してない。

むしろベームがここで問題にしようとしているのは、第一に、この直接的な経済操舵が行きすぎているという現状である。すでに指摘したように「過剰組織化」(Überorganisation)と彼が呼んだ事態がそれである。従って、ここからは、その「緩和化」の可能性、すなわち価格システムを媒介にした競争を部分的にせよ導入することにより経済運営の合理化をはかる可能性やその条件が検討される。第二に、かかる中央管理経済が戦時の例外状態を超えて将来も維持され、「戦後の課題の解決に対しても」用いられるという場合を「想定」(Annahme)し、「その科学的な問題性を明らかにして、白日の下に晒す」(S. 59 Anm. 1)ことがもう一つの課題である。中央管理経済に競争を導入するための様々な方法を検討することにより、かかる選択肢——中央管理経済の戦後への継続——の合理性の有無を吟味することがその具体的な作業内容となる。その詳細な検討の結果として、ベームは、「価格メカニズムを排除した

18) 同上、第4章3.5, 4.4, を参照。

中央管理経済においては、競争は著しく高価な操舵の装置であることが証明された」と述べ (S. 98), 中央管理経済的な経済運営を例外状況を超えて適用することの非合理性を結論づけている。この第二の点については以上の結論を確認しておくだけで十分であろう。

それよりもむしろここで立ち入って検討したいことは、第一の問題と関わって、ナチスの行政府や国家指導部の意図に反して、彼らに経済統制の全面化、過剰組織化を強いた事情とは何であったのかという点である。それをベームは具体的にはいかに認識していたのであろうか。彼ら秩序自由主義のエコノミストの、ナチス統制経済下においても存続した体制の有機的知識人としての活動は、そのような客観的事情と密接に関わっていたはずであり、「過剰組織化」という不合理な強制状態から脱却しようとする点で両者——ナチス指導者や行政官僚のグループとオールド自由主義者——の関心は一致していたのである。この点をベームの1942年の同じテキストの中から探ってみよう。

3.2.3 経済制御の3類型と「中央管理経済」の起源

このような問題関心に立った場合注目されるのは、ベームが経済制御の方法によって国民経済を次の3つのタイプに分類していることである (S. 89ff.)。第一の類型は、「法的に秩序づけられた競争による制御」(Steuerung einer Verkehrswirtschaft durch geordneten Wettbewerb)。ここでは中央計画は登場しない。全経済過程は、専ら経済交通に参加して需給を行う経済活動者(経営や家計のような経済単位)の独立した経済計画を通じて進行する。国家は、「純粋な競争制度」の枠内で、経済を、直接的な介入によらずに、単に間接的に、すなわち選抜や調整の方法の実施と秩序化を通じて、またこの秩序の監視を通じて、制御する。第二の類型は、「主として直接的な権威的措置を通じた経済の制御」(Steuerung der Wirtschaft ausschließlich durch unmittelbare autoritäre Aktion)である。経済は、この場合、中央計画に基づいて操

舵され、少なくとも供給サイドにおいては個々の経済人の自立的な経済計画のための余地はない。この制御の形態を、ベームは、オイケンの用語法を用いて「中央管理経済」(Zentralverwaltungswirtschaft)と呼んでいる。

これらに対して第三の類型としてベームが挙げるのは、「既に競争を通じて操舵されている交通経済の、中央計画に基づいた追加的な権威的措置を通じた制御」(Steuerung einer bereits durch den Wettbewerb gesteuerten Verkehrswirtschaft durch zusätzliche autoritäre Aktionen auf Grund einer Zentralplan)である。制御のこの形態においては、中央計画と自立的な個々の経済計画とが並存し、双方の制御技術が相互に関与しあうが、その際、直接的権威的措置が間接的に制御する秩序を排除したり、それに取って代わったりすることはない。前者の直接的権威的措置は、単に、個々の経済計画に心理的・規定的に作用する個々の前提的事実(Daten)の意識的・権力的な変更だけを目指す。国家は、中央管理経済の場合と同様に、権威的・直接的な管理行為・指揮を行うが、中央計画のなかで予測されている経済過程を直接に推進する中央管理経済とは異なって、この第三の類型においては、自立的に計画する個々の経済人のなかに一定の心理的な反応を呼び起こすことだけを目的としている。それ故に、ここでは、個々の経済人の自由な自立的行為は、国家の権威的な指揮と接続しているのである。すなわち、国家は、その措置によって、いわば単に環境のみを変化させるのであり、この環境の中で個々の経済人は競争の作用のもとで彼らの自立的な経済計画を自由に表現し実現するのである。その際、国家は、自分が引き起こした環境の変化が、以前と同様に競争を通じて相互に調整される個々の経済人の自由な決定に対して、それを前もって計算された方向に修正するような一定の作用を与えることを期待する。このような制御方法を、ベームはE. プライサー(Erich Preiser)の用語法を援用して「『操舵された交通経

済』(gelenkte Verkehrswirtschaft), 或いは, 経済法的により正確には『政治的に制御された競争経済』(politisch gesteuerte Wettbewerbswirtschaft)」と呼んだ。

エーリッヒ・プライサー (1900-1967) は当時イエーナ大学教授¹⁹⁾。その経歴には, 1900年代生まれの「戦後青少年世代」に属する他のエコノミストたち (シュタツケルベルク [1905-1946], ミュラー・アルマック [1901-1978], シュメルダーズ [1903-1991]) と同様に, ナチ党のメンバーシップの記録 (1933年よりナチ突撃隊SAメンバー, 37年よりナチ黨員) が刻まれている²⁰⁾。プライサーはドイツ法律アカデミー価格政策作業部会の成果である本書にも「競争価格と費用価格」に関する論文を寄稿する代表的な秩序自由主義経済学者の一人である。1941年の論文「経済操舵の本質と方法」のなかで彼は, 「全過程は中央で指導されつつも, 経済体制の性格は管理経済的ではなく市場経済的であるような」経済を, 「国家によって操舵された市場経済」(staatlich gelenkte Marktwirtschaft) と名付けた²¹⁾。

それではこのような経済制御の方法から見た国民経済類型に照らした場合, 当時のナチス経済はどのように位置づけられるであろうか。ベ-

19) Janssen (2000, S. 603f.). プライサーについては次の研究書が刊行された。Blessgen (2000).

20) ナチ党のメンバーシップはキャリア形成過程にあった相対的に若いエリートに共通した世代的現象であったとも言える。「若い前線世代」と「戦後青少年世代」については, Herbert (1996, S. 43), 大野 (2001, 13頁)。

「若い前線世代」 1890年代生まれ	ナチス期に「壮年期の知識人」	Beckerath (1889-1964), Böhm (1895-1977), Eucken (1891-1950), Lampe (1897-1948)
「戦後青少年世代」 1900年代生まれ	ナチス期に「若い知識人」	Miksch (1901-1950), Müller-Armack (1901-1978, ナチ黨員), Schmolders (1903-1991, ナチ黨員), Preiser (1900-1967, ナチ黨員), Stackelberg (1905-1946年, ナチ黨員)

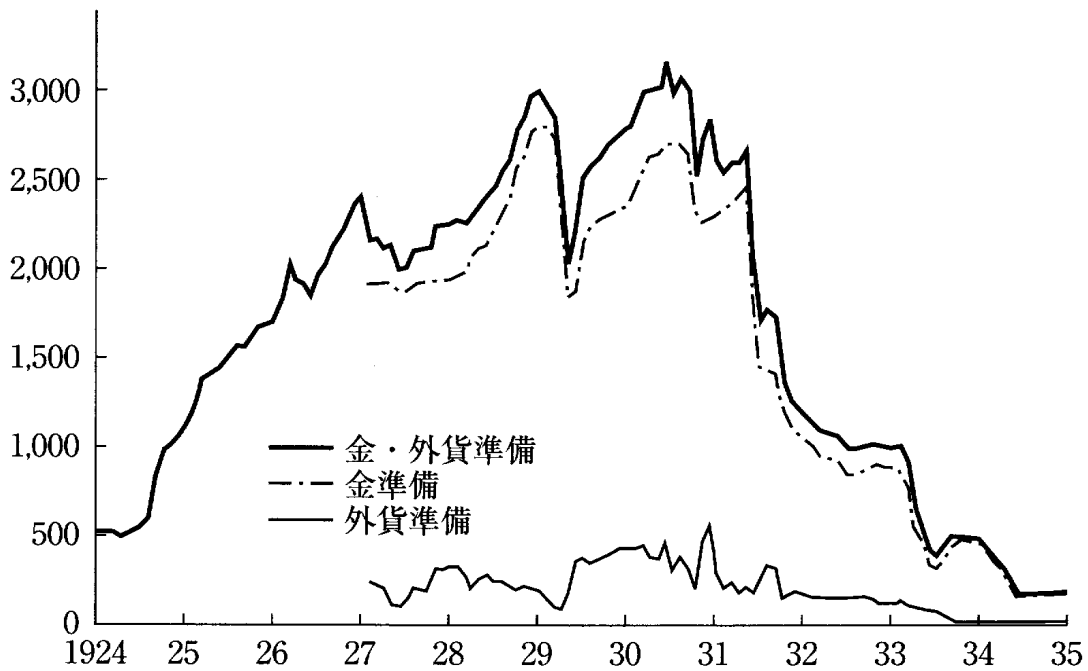
21) Preiser (1941, S. 268f., Anm. 8).

ムは、「今日の操舵システム」は基本的に「中央管理経済」であるとしているが、急いで次のように付け加えている、「しかし、それにも関わらず、この中央管理経済という形態は、秩序を手段にした制御の原理を、政策的措置を手段にした制御の原理によって根底的に置き換えるために、意識的に選択されたものではない (nicht bewußt gewählt worden)。これが選択されるに至った経緯は、むしろ、次の通りであった。すなわち、国家は、最初は、外国貿易と通貨政策が原因となって (aus Gründen der Außenhandels- und Währungspolitik)、価格システムの制御機能を、そしてそれと同時に競争秩序を除去したのであり、——この最初の一步の結果 (in Konsequenz dieses ersten Schrittes) ——、今となつては (nunmehr)、経済を、全面的に (in vollem Umfang)、政策的措置を通じて制御しなければならないという不可避性 (Notwendigkeit) に直面することになったのである。まさに通貨政策こそが、制御のこの形態 (すなわち『中央管理経済』[引用、雨宮]) を強制したのである (Es war die Währungspolitik, die diese Form der Steuerung erzwing.)」(S. 91f.), と。

恐慌期におけるドイツの輸出の顕著な低落と国際収支の悪化による金・外貨準備の著しい不足、とくに34年半ば以降のその絶対的な枯渇状態のなかで、ナチス政府は、国内産業に必要な原料を確保するための諸方策に取り組み、厳格な為替管理のもとで、外貨を用いない2国間の貿易決済(双務的清算協定)や輸入許可制に着手し(シャハトの「新計画」)、その後為替管理と輸入許可制は経済計画化へと連環していった。それが、ナチス経済をやがて全面統制の軌道へと方向付けることになる「元来の動機」であった²²⁾。ベームが指摘するように、「中央管理経済」の発端はまさにこうした「通貨政策と外国貿易」の問題にあり、彼によれば、前者は、後者の客観的な諸条件の強制とその後続く因果的連鎖の中で結果的に成立したのである。彼は次のように述べる、「この中央管理経

図1 ドイツの金外貨準備 (1924～1935年)

単位：百万マルク



出典：塚本 (1964, p. 145)。

経済の発生史的な関連 (entstehungsgeschichtliche Zusammenhänge) の結果として、国家の側では、最初は、中央管理的制御のシステムを——その最後の帰結に至るまで——くまなく適用しようという傾向、すなわち個々の経営の自立的経済プランを日常的な経済過程の末端に至るまで中央計画によって置き換えようとする傾向は、殆どなかったのである。さらに、経済政策の当局の側には、そのような結論 [中央管理経済、すなわち中央計画による民間の自立的経済計画の完全な置換——雨宮] を引き出す必要性に関する十分な理論的洞察も——それが学界でも決して一般化していなかっただけに——成立していなかったと考えてよいであ

22) 石見 (1999, p. 123), 塚本 (1964, p. 221), ルイス (1969, p. 119ff.), 栗原 (1994, p. 212ff.)。次項「2.2.4 発生史的関連から見た『緩和化の条件』」で議論する1940年以降の金外貨準備の回復と関連して、30年代半ばまでのその絶対的な枯渇状態に関しては、図1を参照。

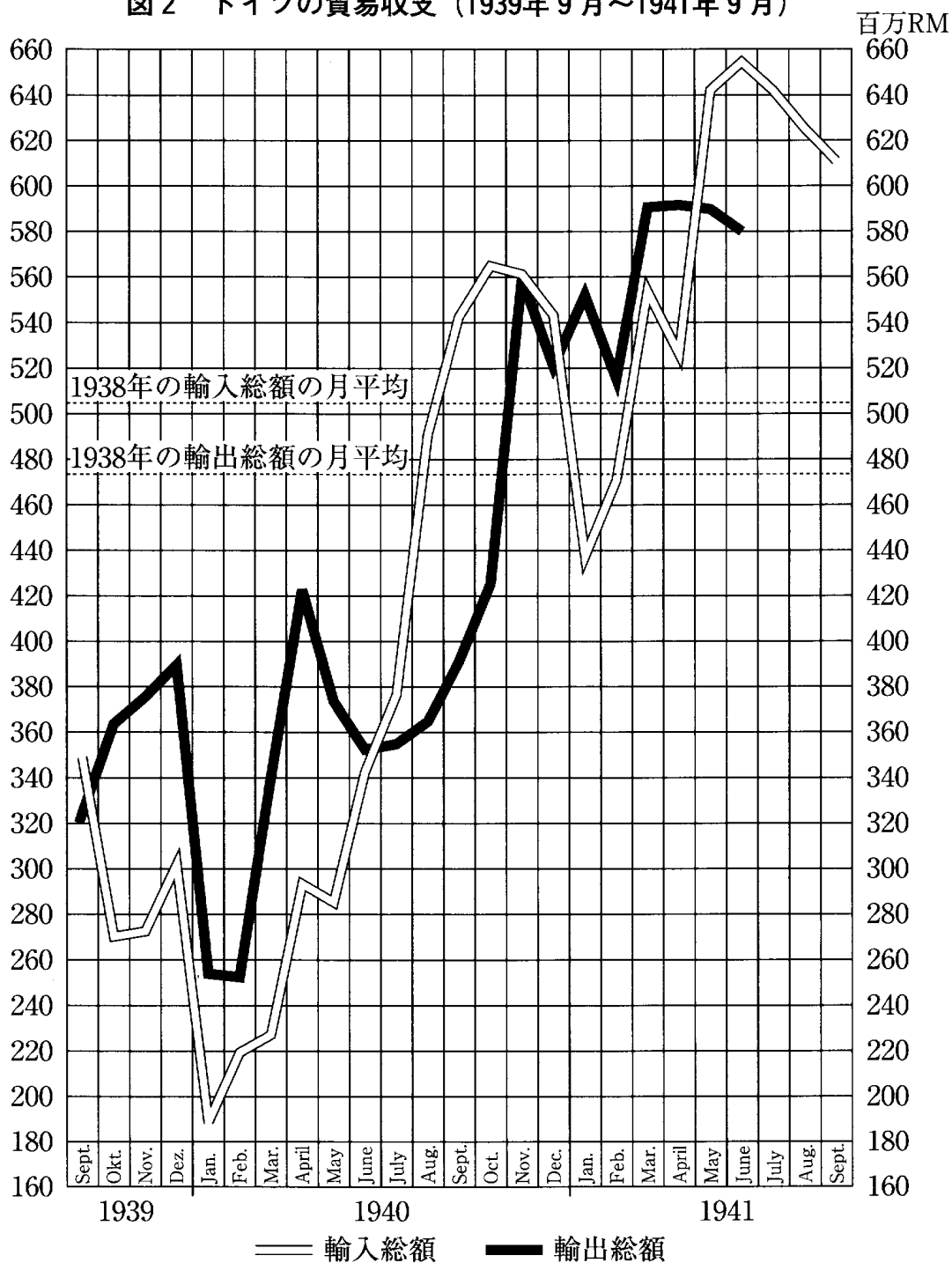
ろう。いずれにせよ、管理的な制御の技術は不完全にしか投入されなかったというのが実態である」(S. 92, 強調点, 雨宮), と²³⁾。

3.2.4 発生史的関連から見た「緩和化」の条件

ベームが「中央管理経済」のこのような「発生史的関連」を強調しそこに注意を促すのは、それが今後の政策展開の方向に対して重大な意味を持っているからであることは言うまでもないであろう。すなわち、現存する「中央管理経済」は、外的強制状態の中で止むなく成立したのであって、政策当事者によって主体的に構想され積極的に推進された結果ではないとするならば、開戦から2年が経過する中でのそのような外的強制状態の解除、すなわち東欧の軍事的占領に伴う原料問題や——少なくとも当時のライヒ経済省筋の観察によれば——貿易収支の改善など対外経済的諸条件のポジティブな方向への変化は²⁴⁾、国内の経済体制にお

23) ちなみに、1920年代に「カッセル論争」でレーデラーらと論争したA. ランペ (Adolf Lampe) は、フライブルク大学教授の地位にあった1938年に『国防経済学総論』(Lampe, 1938)を著し、競争経済の方法を戦時課題の遂行に可能な限り用いるべきことを主張した。彼は第一次世界大戦時のドイツ国防経済の欠陥を指摘して、「1914年には戦争に向けて経済が準備されていなかったために、経済の育成を怠ったことを行政組織の恐るべき膨張によってカバーせざるをえなくなった」と述べ、前大戦期の「この過剰な組織化」が民間の積極的な自発性の発揮を妨げたことを歴史の教訓として強調した。これを踏まえて、彼は、1938年の時点において「経済を戦争に向けて準備する」ために、「国防経済における私的企業家のイニシアティヴの投入 (Einsatz) の可能性と条件の規定」を試みた。それが「私的企業家のイニシアティヴの、責任を自覚した投入」を促進するための「市場的国防経済政策の理論」(Theorie marktlicher Wehrwirtschaftspolitik)である。著書によれば、「官僚制的な経済の操舵が私的企業家のイニシアティヴの投入を禁止するのに対して、市場的な国防経済政策はそれを手段として利用する。この政策は、個々の経済活動がそれに固有な利害関心を、全体的に望まれているような方向のなかに見出させるような市場の諸条件を作りだそうとするのである」。同書において著者が展開したのは、戦争に向けて経済の供給能力の最大化を最小の行政的負担によって達成するために、「健全な企業家のイニシアティヴを衰弱させる集団利己主義的官僚制化」を助長するような組織を解体して実績競争 (Leistungskonkurrenz) を保障するような市場的環境を創出するための市場政策・価格政策の基礎理論に他ならなかった。Lampe (1938, S. 12ff., 128ff.).

図2 ドイツの貿易収支 (1939年9月～1941年9月)



出典：Volkmann (2003, S. 174).

ける軌道修正を可能にする必要条件が整い始めたことを意味することになるのである²⁵⁾。

その背後には、1930年代から第二次世界大戦勃発後も継続したドイツの対米英経済関係、占領した東欧諸国が保有する通貨準備の国際決済銀行（BIS）を通じたドイツライヒスバンクへの移転、それに象徴されるような、この時期の国際貿易・金融取引において結節点に位置したBISとドイツとの良好で緊密な関係があったであろう²⁶⁾。また、占領地域拡大に伴って保有量が増加した金（「略奪金」Raubgold）の、スイスナショナルバンク（SNB）への売却によるドイツライヒスバンクの巨額の外貨（スイスフラン）調達も大戦勃発後に始まり、調達フランの各年比較で1942年にはピークに達していた²⁷⁾。

冷戦終了後に最もホットな研究テーマの一つとなったナチスをめぐるこのような国際的な「コラボレーション」（Förster, 1998, S. 3）のコンテキストは、ドイツ法律アカデミーの人脈にも明瞭に浸透している。すなわち、かかる国際経済関係におけるドイツ側のキーパーソンであったライヒ経済相・戦時経済全権代表・ライヒスバンク総裁のヴァルター・

24) 栗原 (1994, p. 495), Eichholz (1996, S. 395, 400, 477), Volkmann (2003, S. 107, 171f.), 工藤 (1999, p. 425)。ライヒ経済省審議官K. Schultze-Schlutiusが作成した39年以降のドイツ貿易収支の動向については、図2を参照。

25) 同じ時期の1941年10月には、ドイツ法律アカデミーのオルド自由主義エコノミストの委員会で、「終戦の際に期待される状況を考慮して」国内経済・対外経済の諸課題の特定と対処の方法についての「原則の定式化」が試みられたが、そのうち、平時生産の開始とその迅速な発展を可能にする「国家間の経済関係」としては、「国民的アウタルキー」（nationale Autarkie）を斥け、封鎖的な「[ヨーロッパ] 大経済圏」（Großraumwirtschaft）かそれとも開放的な「世界経済」（Weltwirtschaft）かという二つの選択肢を検討すべきであるとしている。Blumenberg-Lampe (1986, S. 40ff., Anm. 1)。この選択肢にも40年代初頭の情勢が反映しているであろう。

26) 西牟田 (1998, 1999), トレップ (2000)。

27) Unabhängige Expertenkommission. Schweiz-Zweiter Weltkrieg (1998; 2002a; 2002b), Förster (1998), Maissen (2001)。ドイツライヒスバンクのSNBとの金売買については表1を参照。

表1 スイスナショナルバンク (SNB) とドイツライヒスバンクの金売買

単位：スイスフラン

	ライヒスバンク からの金買入額	ライヒスバンク への金売上額	SNBの純買入額
1939年(9月1日から)	0	0	0
1940年	85,899,085	19,495,181	66,403,904
1941年	141,179,693	0	141,179,693
1942年	423,985,318	0	423,985,318
1943年	370,368,437	0	370,368,437
1944年	180,199,001	0	180,199,001
1945年(6月30日まで)	29,468,368	0	29,468,368
合 計	1,231,099,902	19,495,181	1,211,604,721

出典：Unabhängige Expertenkommission. Schweiz-Zweiter Weltkrieg (2002a, Anhang 2, S. 4).

フンク (Walther Funk) は、BIS監査役会ドイツ側委員にしてドイツ法律アカデミー経済部門の創設者であったし、もう一人のキーパーソンであるキール世界経済研究所教授のアンドレヤス・プレデール (Andreas Predöhl) は、対独宥和政策に関わった「経済平和のための委員会」ドイツ側メンバーにしてドイツ法律アカデミー経済部門・対外経済委員会委員長であった²⁸⁾。最新の国際関係と関わるこのような重要人物がドイツ法律アカデミーのエコノミスト達のごく身近にいたことも考慮しておくに値する。

ベームは、恐らくは以上の状況変化を踏まえて、さらに、この軌道修正を必要かつ可能にしているもう一つの条件を次のように指摘する、

28) 以下を参照, Herbst (1982, S. 148), Unabhängige Expertenkommission. Schweiz-Zweiter Weltkrieg (2002a, Anhang I, S. 3), Schlüter-Ahrens (2001, S. 76), 西牟田 (1998, 1999).

「確かに、このシステムは後に必要に迫られて拡張されはした。しかし、この拡張の意志は、実際上もはや超えることのできない限界に逢着したのである。しかも、この拡張を阻んだのは、管理費用の急速な膨張という現象であった」、と。

こうして我々は最初の問題設定に立ち戻ることが可能となる。企てられていたのは「経済生活の一部分のみの計画化」であったにもかかわらず「経済の全面的な統制」を「意図に反して強いられた」というその「不幸と災禍」(Unglück und Fluck)から責任ある官僚や指導者を解放する条件はここに整いつつあった。経済統制の全面化、過剰組織化を強いた外的条件が解消されていくなかで、「耐え難い過剰組織化」のコストもまたその限界に逢着し、その「緩和化」の要請は今や一段と強まった。「最小限の組織費用」で無数の経済計画を「秩序づけられた共同作業」へと導く「競争経済システム」を部分的に導入し、あの第三の類型としての「組み合わされた経済政策システム」を構築するための客観的条件とそれを担う主体とが整いつつあったのである。

しかも現行の強いられた統制経済は、その運営の実態から見ると、中央からの操舵が不完全であるという欠陥をもっていた。それは確かに経済の広い範囲を把握してはいるが、個々の企業の日常的活動の全てに及んでいるわけではなかった。「それによって、企業家には、自由の余地 (Freiheitsspielraum) が生まれ、彼らは、彼らに対して中央計画 (割り当て、ノルマ、要請、禁止) が停止するところで、自主的に決定した経済計画をたてるという可能性を維持している。個々の経済人の計画的活動は、制御システムの論理では予測されないし根拠付けられない。彼らはその活動の可能性を、専ら、中央計画の隙間 (den Lücken des Zentralplans) に負っているのである」(強調点、原文)。「中央指令や管理行為が到達できない活動領域では、その経済過程は、経済活動を行う者自身の多くの計画決定によって規定されている。この計画決定の多様性

を、相互に、また中央計画に対して調整する力は、さしあたっては見えない」。このようにベームは述べ、「今日の操舵システムは、それ故に、不完全に遂行された中央管理経済 (eine unvollständig durchgeführte Zentralverwaltungswirtschaft) である」と判定した (S. 92)。この見方によれば、中央計画による統制と無秩序の自由放任とのいわば二重構造がナチス「中央管理経済」の実態であった。

重要なことは、このような「今日の操舵システム」の根本的な問題性と限界を指摘した上で、ベームが次のように述べていることである。「この点についての認識は、この間に、経済の操舵を委任されている幾つかの国家当局においては、経験と考察に基づいて既に浸透している。その結果、これまで無視されてきた経済領域に十分な秩序を構築することを目的とする措置が考案され、部分的には既に実際に試行されているのである。基本的には次の二つの可能性のみがある。すなわち行政的な中央制御の拡大か、それとも競争の効果を目的とした方法の投入か、である」(S. 95)、と。これら二つの可能性はその各々が異なった「論説連合」によって追求されていたであろうし、前者は、経済の部分的計画化という当初の意図からしても、また「耐え難い過剰組織化」と管理費用の限界という指摘から見ても、ベームらの陣営にとって取るべき選択肢ではなかったことは言うまでもない。そして後者の選択肢は東方への軍事侵略による「生存圏」確立が進行しつつあった状況の中で、それによる「緩和化」を制約する諸条件の解除に伴って、他ならぬこの時期に有力となっていき、そして——少なくとも、1941年6月に「対ソ奇襲攻撃」²⁹⁾として始まった、ドイツ法律アカデミー総裁H. フランクによれば「極めて明白な予防戦争」(der klarste Präventivkrieg)³⁰⁾である独ソ戦

29) 永岑 (2003年)、関連年表2頁。

30) Frank (1953, S. 386)。

の最終的帰趨が明らかになる時点（1942/43年冬）までは——可能な方向であり続けたであろう。ドイツ法律アカデミーのなかに、まさにその選択肢の検討を最重要課題の一つとする第4部門「国民経済の研究」が経済の専門部会として設立されたのは、アカデミーの創設年次（1934年）からすれば比較的遅く、1940年1月のことであったが、このことも、この時期に「中央管理経済」の「緩和化」への展望が見え出したことと無関係ではあるまい。

4 「第三の道」の探求と戦後からの視角

4.1 オイケン「経済体制＝経済憲法の基本原理としての競争」

シュメルダース編『国民経済的な業績向上と業績選抜の手段としての競争』へのオイケンの寄稿（「経済体制＝経済憲法の基本原理としての競争」）は、彼自身の注記によれば、「ドイツ法律アカデミーの研究集団『価格政策』において1941年11月3日に行った報告を拡大した」ものである³¹⁾。オイケンもまたベームが取り組んだテーマと類似した諸論点を展開しているが、政治的文脈の変化に沿って戦略的にテキストが組み立てられているベームに比べていっそう原理的・原則的な観点から命題を提示しようとしている点にその議論の特色がある。すなわち、実績競争は今日いかなる役割を果たすのか。現在の経済秩序は戦後も存続すべきか。この答えが否定的である場合には、いかなる経済秩序がそれに代替すべきであるのか。「中央管理経済」（Zentralverwaltungswirtschaft）と「集団利害を自由放任する『自由』経済」（gruppenanarchische “freie” Wirtschaft）との間の「第三の道」（einen dritten Weg）は存在するのか、と。

これらの原則的な設問とそれへの指針となる解答がナチス政府の

31) Eucken (1942, S. 29, Anm 1). 重要な引用については頁数を本文中に示す。

フォーマルな、しかも「ライヒ政府価格形成委員」という経済政策の最高の意思決定機関と連携するドイツ法律アカデミー価格政策作業部会のなかで可能となり、公式な出版物として公にされたという事実そのものをここで確認しておく必要がある。そのような設問と解答を許容しかつ必要とした開戦から2年を経た時点における国内経済政策の前提条件の変化がここでも想起されるべきであろう。

これらの設問に対するオイケンの回答は、複雑に入り組んだベームの議論に比べて極めて簡明であって、そこから、東方への侵略による「生存圏」の形成が順調に実を結びつつある状況のなかで中央管理経済の緩和化と戦後経済を展望し始めたライヒ政府価格形成委員と秩序自由主義エコノミストの「論説」の原則的な命題を確認することができるように思われる。

第一に、今日の経済秩序における競争の役割について。労働力・原料・半製品の中央管理部局による割当、価格の固定化、強力な信用の拡大——こうした今日の経済の現状においては、実績競争は経済過程の操舵に際して単に副次的な機能を行うにすぎない。確かに、公的注文の際に優良企業のコストやコスト平均を規準に価格設定をさせることによって人為的に競争を引き起こす手法も用いられているが、直接に中央部局によって操舵される経済秩序にとっては副次的な機能にすぎない。

第二に、戦後における経済秩序の転換の必要性について。これは次の3つの理由によって根拠づけられる。①軍備拡張と戦争遂行という特別の一時的課題こそが今日の経済秩序である中央管理経済の存在理由であり、あらゆる生産諸力はこの課題の解決のために集中的に動員され同時に個々の消費者や企業家の多様な要求は後退している。一つの目標に向けて諸力を迅速かつ完全に方向付けるには、中央管理経済による操舵のほうが交通経済による操舵よりも適している。しかし、「著しく多くの場所における、枚挙できないほど多様な性格の市場の隙間を閉じる」と

いう平時の課題には中央管理経済は不適格である。②1936年の価格停止でドイツ経済の価格構造と価格関係が基本的に固定化された。これはダイナミックに発展するドイツの国民経済には不適當である。中央管理経済における経済計算は困難であるから、個々の商品の希少性に基づいて価格を形成することが必要である。③今日の中央管理経済は、次のような通貨政策的前提——すなわち信用の拡大によって生じた総購買力と総供給の不一致、前者が後者を大きく凌駕する状態——に基づいて存在する。1924年におけるマルクの安定化が第一次大戦期の中央管理経済の残滓をごく短期間に整理解消したように、今日の経済秩序も信用拡大の停止と共に終焉する。

第三に、戦後の新しい経済秩序について。現在の経済秩序が継続できないとするならば、いかなる経済秩序が代替すべきか。単なる「自由経済」(freie Wirtschaft)への転換は、長期的に進行し中央管理経済のもとでさらに進んだ産業の集中運動の結果生まれた経済の私的な権力的地位(private Machtstellungen)の支配、市場の硬直性、均衡の喪失、利益集団の無政府主義を招くだけである。信用拡大の終了に伴って多くのカルテルやコンツェルンは分解するが近年の全集中過程が後退するわけではない。他方で、もしも中央管理経済が存続するならば、独占的市場状態と中央管理経済との融合により経済秩序は私的権力集団により支配される。「今や、将来実際に解決しなければならない問題が明らかになった」。経済秩序は、それが今日ドイツに存在しているような形、すなわち中央管理経済としては存続しないであろう。しかし、この経済秩序の必要な再編が、単なる自由経済への転換であるならば「権力化された不安定な経済秩序」が生まれるだけであろう。「我々はここで我々の時代の普遍的な問題に逢着しているのである」(S. 37)。

こうして立てられた問題、すなわち中央管理経済でも集団利害を自由放任する「自由」経済でもない「第三の道」(einen dritten Weg)は存

在するかとの最後の設問に対して、オイケン「それは存在しうる」と答えている。ここで戦後経済秩序を形成するための経済政策の内容としてオイケンによって提示されるのは、以下に見るように、ミクシュが1937年にその博士論文『課題としての競争』のなかで確立した経済政策のあのロジック、すなわち市場形態と市場制度の分析に基づいて各市場に異なった競争政策を導入する論理に他ならなかった³²⁾。

オイケンは、まず、中央管理経済のシステムが解除されたとき、直ちに「『完全競争』の市場形態」(die Marktform der “vollständigen Konkurrenz”)が現実化する市場とそうでない市場とに分類している(以下, S. 38ff.)。とりわけ工業部門では集中過程が進んだ結果、前者に属する産業(例えば、木材加工機械工業)は減少している。これはミクシュのマトリックスでは市場制度のみを「自由競争」に移行させるケースに該当する。他方でドイツ経済の重要産業は後者に属する。戦時システム解除後に後者の産業に現れるのは、「供給独占、供給部分独占、供給寡占、そしてその他の『不完全競争』の市場形態」であり、「経済政策の課題は市場形態によって異なる」。集团的独占やカルテルの解体・禁止——オイケンは、die Monopolauflösung, ein solches Verbotというように、解体と禁止を同義で用いている——が必要になるのはそれによって完全競争が生まれるような市場形態である。

この移行が直ちに完全競争を実現しないようなところでは解体・禁止は異なった問題を生み出す。すなわち銑鉄や粗鋼のシンジケートの場合は集团的独占の解体後には供給寡占が残る。この寡占市場は均衡を喪失すると考える点でオイケンはミクシュやシュタッケルベルクと見解を共有している。このような市場についてシンジケートを解体・禁止することは合目的的ではないし、一市場に単独企業のみが供給する個別独占企

32)『競争秩序のポリティックス』第5章7, 8, 9, を参照。

業についても独占の解体は——同様に供給寡占を招来するだけなので——しばしば有効ではないとし、完全競争による制御が欠落した市場形態については他の市場制御の方法が必要になる、とオイケンはしている。この見解は、競争秩序の確立においては、解体の対象となるべきは、経営それ自体ではなくその「権力的地位」(Machtstellungen)であるとしたミクシュの論理——それを後にミクシュは「独占との闘いのポジティブな形態」という上位概念のもとに整理している——と同じ立場にたっている³³⁾。さらに、「他の市場制御の方法が必要になる」当該ケースは、ミクシュのターミノロジーでは「秩序づけられ拘束された競争」という市場制度への移行を要請するケースに該当する。

オイケンはこの場合の市場制御の目標を次のように表現している。「この制御は、供給独占企業が可能な限り大量に生産・販売し、あたかもその企業が完全競争のなかにいるかのように (als ob er sich in vollständiger Konkurrenz befände) 行動するよう、価格を操作しなければならない。これは一般的公式である」(S. 40f.)、と。これは「かのようにの経済政策」に他ならない。この価格操作が実現するのは、競争可能なあらゆる企業に対する「コスト改善への絶えざる圧力」であり、労働市場も以上の原則に対応した形態で秩序づけられるべきであるとする。この市場制御の方法、ライヒ価格形成委員の部局員であったヴァルテンブルクが証言するようにナチス政権下で試行された「秩序づけられ拘束された競争」を本格的な政策軌道に乗せるためには、「ケース・バイ・ケースの判定」が必要であるために「詳細な科学的調査」を必要としている、とオイケンは述べている。ミクシュの市場形態と市場制度の理念型はそのような調査を予想し、その調査結果の政策化に指針を与えることがその主要な目的であった³⁴⁾。なお、オイケンは、当局による価格制

33) 『競争秩序のポリティックス』第5章10、を参照。

御は業績競争のような「匿名の制御」のようにはうまくいかないで、価格操作が必要な部門をできるだけ小さくすべきであると付言している。

オイケン「以上をもって求められている道が簡単に示された」と述べている。ここに「第三の道」として提示された経済政策思想が、ベームによって描かれたあるべき経済秩序のグランドデザインのなかで示唆され、ミクシュが完成させることになった完全競争の擬制という競争政策論の要約であることは明らかである。オイケンの「第三の道」はミクシュの1937年の博士論文の中ですでに完成されていたといっても過言ではないであろう。オイケンは、この枠組みが依拠する前提を構築するために、「国家にはもう一つの重要な課題が課されている」として通貨制度の秩序をあげている。彼は、この点について次のように述べている、「国家は、大きなデフレーションやインフレーションが発生することのないような枠組みである通貨制度の秩序を実現するように努めなければならない。何故ならそれらは企業家や家計の十分な経済計算を不可能にし、また他の理由からも停滞や誤った酷い指導を招くからである。それを回避することは、その重要性の点でいくら強調してもしすぎることはないような、経済秩序がよく機能するための決定的に重要な前提である」(S. 45)、と。総じて、オイケンによって「第三の道」として主張されたのは現代経済を競争原理に基づいて再編することであり、その方法は完全競争ないしはそれに擬制した秩序を市場にもたらすための競争政策とそれが有効に機能するための前提としての通貨政策であったと言えることができる。

34) 『競争秩序のポリティックス』第5章、を参照。

4.2 「神話」の始まり——「我々の失敗の時代」への視角

4.2.1 シフトする課題

1941年11月のこの時点で「第三の道」として語られたこれらの政策課題を、両大戦間期に彼ら秩序自由主義者が最大の関心を寄せ、繰り返し強調していた課題と比較することは興味深い結果をもたらす。

ベームは「経済の秩序叢書」全体の基本構想を展開した1937年の著作の中で、19世紀以降の「市民時代」に「解放の手続き」は履行され、諸個人を解放した自由の中で生産力の飛躍的拡大が実現したが、「秩序化の手続き」は未履行のままであると述べ、「市民時代の遺産」におけるこの未履行の課題として諸個人の「自由の馴致」ないし「抑制」の問題を提起したのであった³⁵⁾。

ここで注目すべきはこの両大戦間期——とりわけ1927年のランペの著書『失業救済事業か賃金引下げか』から「新自由主義の起源」として顕彰されている1932年のオイケン論文 (Eucken, 1932) を経て1937年の「経済の秩序」叢書に至る時期——に、オイケンを初めとする秩序自由主義のエコノミストによって繰り返し強調され或いは総括されたのは、「現実の労働市場の諸条件を理想的な自由競争のそれへと可能な限り近づけることを目指す」「生産的介入主義」(ランペ)であり、「第三の時代におけるこの大衆の増大する圧力」(オイケン)であり、秩序を破壊する要因としての「集中した大衆の力」と「社会権力」の問題(ベーム)であったことである³⁶⁾。「自由の馴致」の焦点は、ここでは、主として「大衆」とその組織、すなわち労働者・職員とその団結によって生まれた力を「抑制」することにあった。

ナチスのグライヒシャルトゥングは労働組合を強制解体することに

35) 『競争秩序のポリティックス』第4章3.2, を参照。

36) ランペ, オイケン, ベームは各々『競争秩序のポリティックス』第1章3.4.2, 3章3, 4章3.2, 参照。

よってこの課題に一つの解決をもたらし、「病める経済」(ボルヒャルト)からの自由主義的な恢復の条件を準備した。37年にベームが詳細に議論したように、ナチスによる賃金規制は、その自由放任による決定とワイマール期の多元主義的決定とが生み出す相互に逆向きの不均衡を回避する道を指し示した点で、秩序自由主義的な根拠づけを可能にしたのであった³⁷⁾。それ以後、最重要課題の焦点は多元主義における労働の問題から離れ、独占的、寡占的、カルテル的価格決定の問題へとシフトしていった。ベームの描いたグランドデザインからミクシュが完成させることになる市場形態と市場制度のロジックを継承し総括したオイケンは、今見たように、主としてミクシュが構築した競争政策のモデルによって「第三の道」のデッサンを試みたのである³⁸⁾。「第三の道」のなかで語られているのは専ら産業における有効な競争の確立に関する方法論である。他方で、それまで繰り返し語られ最も強調されてきた「大衆の増大する圧力」、「マシーンの中に投げ込まれた砂粒」の問題はここでは、上記の労働市場の問題の取り扱い方に見られるように、少なくとも後景に退いている。しかしこの問題は全く消失してしまったわけではないであろう。むしろ終戦後における経済秩序の転換に伴う事態を考慮しなければならないはずである。

1941年11月3日に報告され、手を加えて42年7月に公にされたこの寄稿においてオイケンは、「移行の時期は目前に迫っている」(Zeiten des Übergangs liegen vor uns. S. 47)と述べている。既に見たようにあの「緩和化」を要請する状況変化をベームは示唆したが、それにつながるような判断をオイケンは示しつつ、「来るべき平時経済の問題」(das Problem der kommenden Friedenswirtschaft)について、次のように

37) 『競争秩序のポリティックス』第4章3.3, を参照。

38) 『競争秩序のポリティックス』第4章3.5以降, 5章7, 8, 9, 6章3.1, を参照。

総括している。「150年前に英国において産業革命が始まったが、まあまだ完結していない。それは地球の上にもますます拡大していき、古い工業諸国にも新しい未知の段階が訪れては過ぎていく。それによって経済は農業に至るまで形態が変化した。国民の社会構造総体は、それによって——たとえそれだけではないとしても——変わった。世界の人口は同時に何倍にも膨張し、新しい階層、とりわけ工業労働者が生まれた。人間の生活は多くの面で異なった性格を持った。この新しい、独自の諸権力の形成が定着した現代経済（Dieser neuen, von eigenartigen Machtbildungen durchsetzten, modernen Wirtschaft）に対して、経済的によく機能しかつ人間的な格調のある秩序（eine Ordnung..., die wirtschaftlich funktionsfähig und menschenwürdig ist.）が与えられなければならない。これが経済体制政策における秩序の課題である。この問題は歴史的状況を通じて設定され、この時代の大きな、最初の課題に属している」（S. 48），と。そして、「この問題を克服するための思想的な準備もまだやっと始まったばかりである（steht erst an ihrem Anfang）」との認識を示している。こうして、いずれにせよ、「大衆」のタームで語られてきた労働の組織化の問題は、この総括においても、「工業労働者」とそれを含む「独自の諸権力の形成」という、かつてと比較するとトーンダウンした抽象的な形で表現されるに止まったのである。いずれにしても、この問題のグライヒシャルツングというナチスの解決は、いかなる表現においても遂に問題化されることなく終わった。ナチスの解決によって秩序自由主義者におけるこの問題のプライオリティーは明らかに下がったのである³⁹⁾。

これに対して資本の組織化の問題は、論文の末尾において、『『自由な』経済のなかで国家の措置を通じて促進された独占体と独占的な構築物の問題』として、再び前面に登場する。オイケンは次のように述べている、「巨大で制御されない権力の固まりによる、経済的、政治的、社

会的に持ちこたえることのできない集団利害の無政府状態 (Gruppenanarchie) が生成した」。「この経済秩序には中央管理経済が対置され」、そこから形成された経済秩序は、戦時という例外状態において、「確かに、一定の課題 (bestimmte Aufgaben) に向けた経済諸力の急速でかつ完全な集中を一時的に可能にした。しかし、それは——すでに示したように——秩序問題の有用で、持続可能な解決をもたらさなかった」(S. 49)、と。従って、戦時から平時への移行の中心課題となるのは、「権力化された『自由な』経済」と中央管理経済との関係を断ち切って、「新しい平時経済」を「第三の道」へと向けて「着岸させる」ことに帰着するのである。

4.2.2 課題の再浮上とナチス経済の再解釈

「1950年3月、ヴァルター・オイケンはロンドン大学の招待に応じた。経済政策に関する5つの講義が予定された。そのうちの3つを彼は行うことができた。インフルエンザを罹病したため彼は、第4講義を代読してもらわざるをえなくなった。そして第5講義の直前になって、この時彼はすでに恢復していたように思われたのだが、突然の死が彼を襲った」、とオイケンの妻エディット (Edith Eucken) は書き記している⁴⁰⁾。彼は3月20日に亡くなった。享年59歳であった。

この時の講義のテーマは、戦後再建に取り組む国家が経済の難しい舵取りを迫られている状況の中で経済政策の取るべき方向を、秩序自由主義の観点からドイツの歴史的経験に即して帰納的に物語ることにあった。

39) この点に関する一つの傍証として、A. ランペは、1944年5月の日付をもつ戦後労働市場構想において、ベームがナチス労働経済に対して示した理解 (『競争秩序のポリティックス』第4章3.3) とほぼ同じロジックに拠りながら、労使両陣営の組織化と「労働受託機関」(Treuhand der Arbeit) を用いた強力な国家介入を通じて労働秩序を構築すべきであると主張している。Blumenberg-Lampe (1986, S. 387ff.)

40) E. Eucken, Vorwort, in: Eucken (1951). 以下、本書からの重要な引用については頁数を本文中に示す。

その第一講義の冒頭の問題設定において、オイケンは、英国産業革命から150年を経過した現在、どのようにしたら、工業化された今日の経済と社会に対して「人間的な格調がありよく機能する秩序」(eine menschenwürdige und funktionsfähige Ordnung)を与えることができるであろうか (S. 1f.)、と述べている。これは、先に見た41年11月の報告における「来るべき平時経済の課題」と、使われている言葉をも含めてほぼ同じであることを確認しておきたい。その時「目前に迫って」いたはずの「移行の時期」は、恐らくは独ソ戦におけるドイツの敗戦以降の国際的・国内的な情勢の根本的变化によって大幅に延期されたのである。

講義は、英国とドイツで1951年に出版された⁴¹⁾。以下では、この講義を素材に、オイケンが、1920年代以降のドイツの経験を、1950年3月という時点で英国の——それも恐らくは選良の聴衆の前でどのように再構成しようとしたかを考察してみたい。この聴衆は、オイケンがかつてほぼ確実に敬意を込めて分析した19世紀の安定した自由主義世界システムの「保証人」の正真正銘の末裔であり、この講義が行われた場所は、「傑出した人物がかつても今も活動を展開し、そこから強力な作用を世界に向けて放射している」「経済科学的な思考の非常に重要な殿堂」であった。このような場所で語られた「我々の失敗の時代」への視角は、以後「強力な作用を世界に向けて放射する」(S. 1) ことになるに違いない。なお、50年3月という時期は、戦後通貨改革後の経済がエアハルトのもとで新自由主義的な政策軌道に入った後、それ以前にすでに開始した経済成長が48年末以降鈍化し長期のデフレ局面に入っていた時期である。すでに通貨改革直後から上昇していた失業はこの時期にいっそう激化し、1950年初めには失業率は12%を超え、失業者の数は200万以上に達していた。その3ヶ月後の50年6月に勃発した朝鮮戦争による世界的な

41) 英語版は、Eucken (1951b).

軍需景気に、やがて西ドイツ経済も合流していくことになる⁴²⁾。オイケンの講義が行われたのは、このような通貨改革後の「困難な経済政策的状況」(Edith Eucken)のさなかである。

さて、オイケンは、最初の講義の冒頭で、すでに紹介したように、現代の工業社会に「経済的によく機能し人間的な格調を持つ秩序」を確立することは「全ての国民の課題」であると述べている。そのような秩序の確立が要請されるのは、工業化が経済の機能を阻害し人間的な格調ある社会を破壊する要因を生み出したからである。それをオイケンは第一講義では「工業労働者問題」と「コンツェルン、カルテル、労働組合、大銀行」という言葉で語っているが(S. 2)、このリストは両大戦間期から40年代の秩序自由主義者が取り組んだ課題に正確に対応している。それらは、第三講義によれば、第一次世界大戦以降の時期に「巨大な社会的権力体」を形成することになった。また第一次大戦を画期として、国家の社会政策的介入を呼び起こした「社会問題」(die soziale Frage)の中心も「分配の不当性」から「大衆の長期的失業」へと変化し、それに対応するために新たな社会政策としての経済政策が発展し、そこから経済秩序の形成と景気政策が現れた(S. 33)。

こうした流れのなかから、オイケンは、第一次大戦以降の「実験の時代」を刻印する基本的に重要な二つの趨勢として、特に、「巨大な社会的権力体」の形成と完全雇用政策を取り上げて検討している。これら二つは、我々が検討してきたように、両大戦間期の経済政策をめぐる論争史において経済的自由主義者の問題関心の焦点であり批判の対象であった「多元主義」および社会民主主義の経済政策思想と正確に重なり合っている点で、ドイツ新自由主義経済政策思想の形成過程を的確に反映しているように思われる。

42) Abelshauer (1983, S. 51f, 63f.), Hentschel (1998, S. 42ff.), を参照。

①「巨大な社会的権力体」の形成について。

労働組合と使用者団体は、第一次大戦以降、国家のもとで、「全ドイツを包括する二つの巨大な相互に対立する権力団体」へと成長した (S. 33f), とオイケンは述べている。彼は、すでに1932年に、両大戦間期における資本主義の危機の原因を「経済国家」の成立に特定したが、その際に最大の問題とされたのがこの「大衆」と命名された労働者・職員の組織化であった。この戦後のロンドン講義では、部分的独占体が対峙する労働市場の不安定性とそれを克服する仲裁者としての国家という図式のなかで、協議された賃金・労働条件の政治的「拘束性」が国家によってオーソライズされていくところに1920年代の特質を求める。そして、この労働市場の不均衡の欠落が招いた国家による中央からの操舵が発展した結果として、国家は単なる仲裁者の役割を超えて賃金の決定者へと昇格していくとされる。さらにオイケンは、このように把握された20年代の労働組合・使用者団体・国家の3者の関係の連続線上にナチス体制を位置づけて次のように述べる、「ナチスが1933年以降、労働組合と使用者団体を解体したとき、それが意味したのは、既にそれ以前から極めて強力に現れていた傾向のラディカルな継続 (die radikale Fortsetzung) ということであった。すなわち、利益団体の経済は、経済過程の中央操舵の前作 (Vorfrucht) である」 (S. 34), と。

このいわゆるコーポラティズムの権威主義的類型への転換に関わる筋書きを巧みなレトリックで表現した言説に、ナチス期の労働経済を彼ら秩序自由主義者がいかに克明に根拠づけたかを知るものは、もしかしたらオポチュニズムの倍音を聞き取るかもしれない。オイケンらを編者とする「経済の秩序」叢書の第一巻の著者ベームの分析によれば、「複合的経済秩序」として解釈されたナチス経済のなかで、市場規範が原則的に維持された工業経済に対して、労働経済には国家の直接的な市場操舵が適用されたが、それは、次の2つの理由によっていた⁴³⁾。第一に、労

働市場には「階級分裂と市場的利害対立の克服」という「解決されねばならない」「非常に重大な政治的課題」が存在していたからである。第二に、労働経済においては当初「自由な賃金形成」の導入が意図されていたにもかかわらず結局断念されるに至ったのだが、それは、自由競争による間接的操舵がワイマールの多元主義と同様に、しかしそれとは逆方向の形で、市場の不均衡を招来すると考えられたからであった。第一次大戦後の「民主化」による労働のさらなる台頭が「経済国家」化を促進し、賃金の政治的決定を通じて市場の精巧なメカニズムが損なわれていくと分析した大恐慌期のオイケンの見解に、30年代半ばのこのベームのナチス労働経済論は矛盾することなくつながっている。明らかにナチス体制下で資本の組織化の問題へとシフトしていた秩序自由主義者の関心の中心には、第二次世界大戦後における民主化の回帰とともに、再び労働の組織化の問題が再浮上してきたように思われる。

②完全雇用政策について。

完全雇用政策に関して、ドイツの歴史的経験からオイケンは何を引き出しているか (S. 34ff.)。その起源は1929年から32年の大恐慌にあること、その思想は1931年に経済省において、ドイツのケインズと称される、同省担当官のラウテンバッハ (Dr. Lautenbach) を中心に作成されていたこと、当時の政府がこれを採用していたらナチス革命は起こらなかったかもしれないこと、しかし政府は10年前のドイツを荒廃に追いやったインフレーションを恐れてその決断を回避したこと。これらは、その全てが確証済みであるわけではないが——例えば20年代のインフレーションの経験が本当に景気対策の障害であったか否かは、そのようによく言われるが必ずしも自明のことではないし、すでに実証済みの事柄であるわけでもない⁴³⁾——、ほぼ今日のドイツ経済史の通説に属する事柄であ

43) 『競争秩序のポリティックス』第4章3.3, を参照。

る。オイケンがドイツの歴史的経験から引き出した解釈や教訓の独自性と問題性は、その後のナチス政権下での諸過程に関わる以下の点にある。

彼は次のように述べている。1933年の「革命」の後に完全雇用政策のプランは新政府によって採用され、完全雇用の断固たる政策が推進された。それは、道路建設などの公共投資をライヒスバンクの支払保証付きの手形信用によって実行するという形態をとった。その結果、1937年には失業は百万以下に減り、次いで完全に消滅した。36年から始まった物価上昇への対策として発布された価格凍結令の結果、市場の機能は停止し、経済過程の操舵は価格システムによってではなく、国家の中央計画によって操舵されるようになった。このように整理したオイケンは、そこから次のような解釈を引き出している、「こうして完全雇用政策の帰結は、労働市場の団体的構成の帰結と重なる。完全雇用政策も、後者と同様に、経済過程の中央指導への強力な傾向を呼び起こしたのである。完全雇用政策もまた『不安定な』経済秩序を創り出す。この〔不安定化した〕経済秩序は経済過程の中央操舵の方向へと転換して行かざるをえない。それ故に、ドイツの経済政策を経済過程の中央操舵の方向へと押し進めたのは、次の二つの強力な歴史的要因であった。すなわち包括的な経済的・社会的権力体の形成と完全雇用政策——これである」(S. 36), と。

オイケン自身は、1931年9月に当時のライヒスバンク総裁ルターの諮問に答えて、500万もの失業に直面する危機的状况を打開するためには、経済政策を国家の雇用創出政策、低金利と信用拡大の方向に転換すべきだと助言したと述べている。確かに、一方では、「完全雇用の拒否は本質的に共和国の解体に寄与した」。従って、この大恐慌期の経験が示し

44) この問題をめぐるC.-L. Holtfreichらの研究と論争に関しては、Kolb (1988, S. 178ff.).

ているのは、数百万の失業に直面した際には完全雇用政策を実行すべきであるとの教訓である、と彼は述べる。しかし、同時に彼は、急いで次のように主張する、この完全雇用政策実施以後のドイツの経験は、この政策が「著しい社会的・経済的危険 (Gefahren) をもたらす」ということを教えている、と。ここで完全雇用政策のもたらす危険を、オイケン は次の二つのドイツの経験から引き出してくる。すなわち、第一に、完全雇用政策は、確かに、労働市場に部分均衡を実現しはしたが、外国為替市場の緊張や多くの商品市場の不均衡——消費財・生産財の供給不足——を発生させたことであり、第二に、その政策の帰結である「中央による計画化は、19, 20世紀のこれまでのドイツでは未知であった社会的従属を招来した」ことである (以上, S. 41f)。

こうしてオイケンは次のように述べる、「ドイツの経験の結果は極めて深刻である。この経済政策はジレンマの前にある。すなわち、大量失業が存在する否や完全雇用政策のための必要性が発生する。他方で完全雇用政策は他の諸市場に不均衡を発生させる。この不均衡は非常に危険であり、それは経済政策を中央による計画化の方向へと強いる。この深刻なジレンマこそが、恐らくは、我々の時代の経済政策的・社会政策的に最大の問題なのである。我々は、完全雇用政策を行うことを義務づけられてはいないだろうか。しかし、我々がそれを決断したとき、その時には、結局は、経済的・社会的に耐えられないような結果をもたらす経済政策が押し進められることにはならないであろうか。ドイツでは社会的悪である失業は確かに除去された。しかし、この成功の代価は、著しく反社会的な経済秩序の生成によって支払われたのである」(S. 42), と。

以上概観した1950年のオイケンの視角の特質に関して指摘できることは、1933年以降のナチス経済を36年の価格凍結令で決定的となる「中央による計画化」へと方向付け、未曾有の社会的従属状態を生み出した根

本的原因を、完全雇用政策と経済的・社会的な利益団体とにはっきりと特定したことである。多元主義的コーポラティズムと裁量的経済政策を最大の攻撃対象としてきたドイツ新自由主義経済政策思想の特質がここに端的に集約されるとともに、これら批判対象をナチズムという最悪の歴史的経験と因果的に結合させるという斬新な考え方がここに提示されたのである。一方でナチス経済社会を「我々の失敗の時代」を象徴する最悪の出来事と捉え、他方でこれら完全雇用政策と経済的・社会的利益団体が、この失敗をもたらした、最も根本的な原因と考える以上、そこからは次のような教訓を引き出さざるを得ないであろう。①価格の政治化の根本的な原因である利益団体を制御・解体・禁止し、その経済的権力や機能が復活したり生成したりしないようになんらかの予防措置を講ずることが第一の課題となる。②数百万の失業に直面した際には完全雇用政策を採用することは不可避免的な義務たらざるをえないとするならば、ここでも、労働市場がそのような破局的事態に立ち至らないように予防原理に基づいた経済体制＝経済憲法を構築することが課題となる。完全競争を理想型とする競争秩序——反インフレ的通貨システムと競争的市場制度——の構想は、かかる予防措置を前提とし、かかる予防原理を内包するであろう。

このような経済体制の構築と維持を目的とする政策——オイケンはそれを経済憲法（Wirtschaftsverfassung）と呼ぶ——についての思想形成が、1933年に生まれた「新しい国家」のインサイダーとしての立場から、さらにはその国家へのポリシー・インテレクチュアルズとしての積極的な関わりを通じて、進行したことはすでに見たとおりである。1950年3月のロンドンでオイケンは、秩序自由主義の思想とナチズムとの間に引かれた太い線を抹消し、それに代わって、20年代のワイマール共和国の中で生成し、その後のインターバルにおいて第二次世界大戦後の西ドイツへと継承されていく社会民主主義的な政策思想に関わる核心的諸

要素を大胆にもナチズムと結びつけたのである。

〈欧語文献〉

- Abelshauer, W. (1983), *Wirtschaftsgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945–1980*, Frankfurt am Main.
- Abelshauser, W. (1991), “Die ordnungspolitische Epochenbedeutung der Weltwirtschaftskrise in Deutschland: Ein Beitrag zur Entstehungsgeschichte der Sozialen Marktwirtschaft”, in: D. Petzina (Hg.), *Ordnungspolitische Weichenstellungen nach dem Zweiten Weltkrieg*, Berlin.
- Abelshauser, W. (1994), Wirtschaftliche Wechsellagen. Wirtschaftsordnung und Staat: Die deutsche Erfahrungen, in: D. Grimm (Hg.), *Staatsaufgaben*, Baden-Baden.
- Abelshauser, W., J. –O. Hesse, W. Plumpe (Hg.) (2004), *Neue Forschungen zur Wirtschaftsgeschichte des Nationalsozialismus. Festspiel für Dietmar Petzina zum 65 Geburtstag*, Essen.
- Ambrosius, G. (1977), *Die Durchsetzung der Sozialen Marktwirtschaft in Westdeutschland 1945–1949*, Stuttgart.
- Ambrosius, G. (1989), “Das Wirtschaftssystem”, in: W. Benz (Hg.), *Die Geschichte der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. 2: Wirtschaft, Frankfurt/M.
- Blesgen, D.J. (2000), *Erich Preiser. Wirken und wirtschaftspolitische Wirkungen eines deutschen Nationalökonomen (1900–1967)*, Heidelberg.
- Blumenberg-Lampe, Ch. (1973), *Das wirtschaftspolitische Programm der “Freiburger Kreis”. Entwurf einer freiheitlich-sozialen Nachkriegswirtschaft. Nationalökonomen gegen Nationalsozialismus*, Berlin.
- Blumenberg-Lampe, Ch. (1986), *Der Weg in die Soziale Marktwirtschaft. Referate, Protokolle, Gutachten der Arbeitsgemeinschaft Erwin von Beckerath 1943–1947*.
- Borchardt, K. (1979), “Zwangslagen und Handlungsspielräume in der großen Weltwirtschaftskrise der frühen dreißiger Jahre. Zur Revision des überlieferten Geschichtsbild.”, in: Borchardt, K. (1982).
- Borchardt, K. (1982), *Wachstum, Krisen, Handlungsspielräume der Wirtschaftspolitik. Studien zur Wirtschaftsgeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts*, Göttingen.
- Borchardt, K. (1989), *Die “Krise vor der Krise”, Münchener Wirtschaftswissenschaftliche Beiträge*,

- Nr. 89–25, Okt. 1989.
- Bry, G. (1967), *Wages in Germany, 1871–1945*, Ann Arbor, Michigan.
- Böhm, F. (1937), *Die Ordnung der Wirtschaft als geschichtliche Aufgabe und rechtschöpferische Leistung*, Stuttgart und Berlin.
- Böhm, F. (1942), “Der Wettbewerb als Instrument staatlicher Wirtschaftslenkung,” in: Schmolders (Hg.) (1942).
- Böhm, F., Eucken, W., Großmann-Doerth, H. (1936 [1937]), “Unsere Aufgabe,” in: Böhm (1937), auch in: Lutz (1936).
- Buchheim, Ch., J. Scherner (2004), “Anmerkungen zum Wirtschaftssystem des “Dritten Reichs”,” in: Abelshauser, W., J.-O. Hesse, W. Plumpe (Hg.) (2004).
- Eichholz, D. (1996), *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939–1945, Bd. III: 1943–1945*, Berlin.
- Eschenburg, Th. (1983), *Geschichte der Bundesrepublik Deutschland, Bd. 1, Jahre der Besatzung 1945–1949*, Wiesbaden.
- Eucken, W. (1932), “Staatliche Strukturwandlungen und die Krisis des Kapitalismus,” in: *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 36.
- Eucken, W. (1942), “Wettbewerb als Grundprinzip der Wirtschaftsverfassung,” in: Schmolders (1942).
- Eucken, W. (1951a), *Unser Zeitalter der Misserfolge. Fünf Vorträge zur Wirtschaftspolitik, Tübingen*.
- Eucken, W. (1951b), *This unsuccessful age, or, The pains of economic progress*, Hodge.
- Förster, S. (1998), *Die deutsche Kriegswirtschaft und die Schweiz 1943–1945. Bedeutung der Schweiz als Handelspartnerin und Warenlieferantin*, Berlin.
- Forbes, N. (2000), *Doing Business with Nazis. Britain’s Economics and Financial Relations with Germany 1931–1939*, London: Frank Cass.
- Frank, H. (1953), *Im Angesicht des Galgens*, München–Gräfelfing.
- Freise, H. (1994), *Wettbewerb und Politik in der Rechtsordnung des Nationalsozialismus*, Baden–Baden.
- Gay, P. (1978), *Freud, Jews and Other Germans*, New York.
- Haselbach, D. (1991), *Autoritärer Liberalismus und Soziale Marktwirtschaft. Gesellschaft und Politik im Ordoliberalismus*, Baden–Baden.
- Hentschel, V. (1998), *Ludwig Erhardt, die “soziale Marktwirtschaft” und das Wirtschaftswunder*.

- Historisches Lehrstück oder Mythos ?* = Ludwig Erhardt, "l' *economie sociale de marche*" et le *miracle économique. Leçon historique ou mythe ?*, Bonn.
- Herbert, U. (1996), *Best. Biographisches Studien über Radikalismus*, 3. Aufl., Bonn.
- Herbst, L. (1982), *Der totale Krieg und die Ordnung der Wirtschaft. Die Kriegswirtschaft im Spannungsfeld von Politik, Ideologie und Propaganda 1939-1945*, Stuttgart.
- Janssen, H. (2000), *Nationalökonomie und Nationalsozialismus*, Marburg.
- Kleßmann, Ch. (1991) *Die doppelte Staatsgründung. Deutsche Geschichte 1945-1955*, 5. Aufl., Göttingen (C. クレスマン, 石田勇治・木戸衛一訳『戦後ドイツ史』未来社, 1995年).
- Krause, K. (1969), *Wirtschaftstheorie unter dem Hakenkreuz. Die bürgerliche politische Ökonomie in Deutschland während der faschistischen Herrschaft*, Berlin.
- Kruse, Ch. (1988), *Die Volkswirtschaftslehre im Nationalsozialismus*, Freiburg i. Br.
- Lehmbruch, G. (2001), "The Institutional Embedding of Market Economies: The German "Model" and Its Impact on Japan., in: W. Streeck, K. Yamamura, *The Origins of Nonliberal Capitalism. Germany and Japan in Comparison*, Cornell University Press: Ithana and London.
- Maier, Ch.S. (1987a), "The Economics of Fascism and Nazism., in: Ch.S. Maier, *In Search of Stability. Explorations in historical political Economy*.
- Maissen, Th. (2001), *Die Raubgoldproblematik 1933-1955*. CREDIT SUISSE GROUP. Ressort GHF. 20. 08. 2001.
- Miksch, L. (1947), *Wettbewerb als Aufgabe. Grundsätze einer Wettbewerbsordnung*, 2. erweiterte Aufl., Godesberg.
- Miksch, L. (1949), "Die Wirtschaftspolitik des Als-Ob., in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 105.
- Preiser, E. (1941), "Wesen und Methoden der Wirtschaftslenkung., (*Finanzarchiv*, N.F., Bd. 8, 1941), in: Preiser, E., *Bildung und Verteilung des Volkseinkommens. Gesammelte Aufsätze zur Wirtschaftstheorie und Wirtschaftspolitik*, Göttingen 1957.
- Rittershausen, H. (1940), "Die staatliche Preispolitik auf den deutschen Hauptmärkten der Gegenwart., in: *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. LII.
- Schmölders, G. (1942), "Vorwort., in: Schmölders (Hg.) (1942).
- Schmölders, G. (Hg.) (1942), *Der Wettbewerb als Mittel volkswirtschaftlicher Leistungssteigerung und Leistungsauslese, Schriften der Akademie für Deutsches Recht*, Heft 6, Berlin.
- Schneider, J. (1996), "Von der nationalsozialistischen Kriegswirtschaftsordnung zur sozialis-

- tischen Zentralplanung in der SBZ/DDR., in: Jürgen Schneider, Wolfgang Harbrecht (Hb.), *Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik in Deutschland (1933–1993)*, Stuttgart.
- Schulz, W. (1996), “Adolf Lampe und die “Freiburger Kreis” im Widerstand gegen den Nationalsozialismus., in: Schneider, J., Harbrecht, W. (Hg.), *Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik in Deutschland (1933–1993)*, Stuttgart.
- Streeck, W., Yamamura, K. (2001), *The Origins of Nonliberal Capitalism. Germany and Japan in Comparison*, Cornell University Press: Ithaca and London.
- Textsammlung (1937), *Textsammlung zum Wettbewerbsrecht: einschließlich des Aufbaus der deutschen Wirtschaft*, zusammengestellt und eingeleitet von Erich Ristow, Stuttgart.
- Unabhängige Expertenkommission. Schweiz–Zweiter Weltkrieg (1998), *Goldtransaktionen im Zweiten Weltkrieg: Kommentierte statistische Übersicht. Ein Beitrag zur Goldkonferenz in London 2.–4. Dezember 1997*.
- Unabhängige Expertenkommission. Schweiz–Zweiter Weltkrieg (2002a), *Die Schweiz und die Goldtransaktionen im Zweiten Weltkrieg. Zwischenbericht*, Zürich.
- Unabhängige Expertenkommission. Schweiz–Zweiter Weltkrieg (2002b), *Die Schweiz, der Nationalsozialismus und der Zweite Weltkrieg*, Zürich.
- Volkman, H.-E. (2003), *Ökonomie und Expansion. Grundzüge der NS-Wirtschaftspolitik*, München.
- Wagenführ, R. (1963), *Die deutsche Industrie im Kriege 1939–1945*, 2. Aufl., Berlin.
- Wartenburg, Graf York von (1942), “Ansätze zum Leistungswettbewerb in der Kriegswirtschaft., in: Schmolders (Hg.) (1942).

〈邦語文献〉

- 雨宮昭彦 (2001), 「1930年代ドイツにおける『リベラルな国家干渉』論の展開(1)」『千葉大学経済研究』第16巻第3号。
- 雨宮昭彦 (2002), 「1930年代ドイツにおける『リベラルな国家干渉』論の展開(2)」『千葉大学経済研究』第17巻第2号。
- 雨宮昭彦 (2003), 「1930年代ドイツにおける『リベラルな国家干渉』論の展開(3)」『千葉大学経済研究』第17巻第4号。
- ヘラー, H. (1933), 「権威的自由主義？」(ヘラー, 今井弘道・大野達司・山崎充彦訳『国家学の危機——議会制か独裁か』風行社, 1991年, 所収)
- 石見 徹 (1999), 『世界経済史 覇権国と経済体制』東洋経済新報社。
- 工藤 章 (1999), 『20世紀ドイツ資本主義』東京大学出版会。

- 栗原 優 (1994), 『第二次世界大戦の勃発——ヒトラーとドイツ帝国主義』名古屋大学出版会。
- レームブルッフ (2004), 平島健司訳『ヨーロッパ比較政治発展論』東京大学出版会。
- ルイス, A. (1969), 石崎昭彦他訳『世界経済論』新評論社。
- メイヤー, Ch.S. (1987), 「コーポラティズムの前提条件」(J.H. ゴールドソープ編『収斂の終焉——現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』有信堂, 1987年, 所収)。
- 水沼知一 (1983), 「書評: 山之内靖『現代社会の歴史的位相』」『経済学論集』(東京大学) 49-2。
- 村上淳一 (1985), 『ドイツ市民法史』東京大学出版会。
- 永岑三千輝 (2003), 『ホロコーストの力学——独ソ戦・世界大戦・総力戦の弁証法』青木書店。
- 西牟田祐二 (1998), 「第二次世界大戦期の国際決済銀行」(1), (2), (3)『経済論叢』(京都大) 第161巻第2号; 第161巻第3号; 第161巻第5・6号。
- 西牟田祐二 (1999), 『ナチズムとドイツ自動車工業』有斐閣。
- 大野英二 (2001), 『ナチ親衛隊知識人の肖像』未来社。
- リハ, T. (1992), 原田哲史・田村信一・内田博訳『ドイツ政治経済学——もう一つの経済学の歴史』ミネルヴァ書房 (Riha, T., German Political Economy, MCB University Press, 1985)。
- シュミット, C. (2000), 古賀敬太・佐野誠編『カール・シュミット時事論文集——ヴァイマル・ナチズム期の憲法・政治論議——』風行社。
- シュミット, C. (1989), 川北洋太郎訳『憲法の番人』第一法規 (C. Schmitt, Der Hüter der Verfassung, Tübingen 1931)。
- トレップ, G. (2000), 駒込雄治・佐藤夕美訳『BIS. 国際決済銀行の戦争責任——ナチスと手を組んだセントラルバンカーたち』日本経済評論社。
- 塚本 健 (1964), 『ナチス経済——成立の歴史と論理』東京大学出版会。

(2004年9月7日受理)